

第3編 地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編別紙の東海地震に関する事前対策計画をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 大規模な地震防災訓練の実施
- (5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (9) 危険物等災害予防対策の推進
- (10) 地震防災応急計画の作成指導
- (11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- (12) 大震火災対策の推進
- (13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難指示
- (6) 被災者の救助その他の保護
- (7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出

- (8) 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 他機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第2 市町村

市町村は、県に準じた地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要がある場合は、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととした事務を除くほか、市町村長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制

2 関東財務局(甲府財務事務所)

- (1) 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- (2) 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - ア 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - イ 手形交換の特例措置
 - ウ 休日営業の特例措置
 - エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - カ 保険料支払いの迅速化措置
- (3) 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の情報収集及び伝達に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること

4 関東農政局(山梨県拠点)

- (1) 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- (2) 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- (4) 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備

- (5) 地震防災に関する情報の収集及び報告
- (6) 主要食糧等の在庫状況把握
- 5 関東森林管理局(山梨森林管理事務所)**
 - (1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)の維持造成
 - (2) 民有林直轄治山事業の実施
 - (3) 災害復旧用材(国有林材)の供給
- 6 関東経済産業局**
 - 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- 7 関東東北産業保安監督部**
 - (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安の確保
 - (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時における応急措置
- 8 関東運輸局(山梨運輸支局)**
 - (1) 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - (2) 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立
- 9 東京航空局(東京空港事務所)**
 - (1) 航空の安全確保のための航空情報の発出
 - (2) 必要に応じ一般航空機の運航規制措置
- 10 東京管区气象台(甲府地方气象台)**
 - (1) 南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - (3) 地震情報の発表と伝達
 - (4) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - (5) 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- 11 関東総合通信局**
 - (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - (2) 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援
 - (3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施
 - (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- 12 山梨労働局**
 - (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - (2) 事業場内労働者の二次災害の防止
- 13 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所)、中部地方整備局(富士砂防事務所)**
 - 一般災害編の記載事項のほか、震災対策として下記の事項を行う。
 - (1) 防災上必要な教育及び訓練
 - (2) 通信施設等の整備
 - (3) 災害危険区域等の関係機関への通知
 - (4) 官庁施設の災害予防措置
 - (5) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - (6) 水防活動、土砂災害防止活動
 - (7) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握

- (8) 災害時における復旧資材の確保
- (9) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- (10) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- (11) 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - ア 地震防災応急対策に係る措置
 - イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ウ 中央防災会議主事会議の申合せ
 - エ 大規模な地震に係る防災訓練
 - オ 地震防災上必要な教育及び広報
- (12) 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - ア 初動体制の立ち上げ
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 被災状況等の把握
 - エ 被災者の救命・救助
 - オ 被害の拡大防止・軽減
 - カ 被災した地方公共団体支援
 - キ 被災者・避難者の生活支援
 - ク 施設等の復旧、被災地域の復興
 - ケ 強い揺れへの備え
 - コ 巨大な津波への備え
- (13) 首都直下地震対策計画
 - ア 首都中枢機能の継続
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - エ 被災状況等の把握
 - オ 被災者の救命・救助
 - カ 被害の拡大防止・軽減
 - キ 被災した地方公共団体支援
 - ク 被災者・避難者の生活支援
 - ケ 施設等の復旧、首都圏の復興
 - コ 強い揺れへの備え
 - サ 巨大な津波への備え
- (14) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

14 第三管区海上保安本部

- (1) 災害予防
 - ア 防災訓練への参画
 - イ 調査研究
- (2) 災害応急対策
 - ア 警報等の伝達
 - イ 情報の収集
 - ウ 活動体制の確立
 - エ 傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - オ 物資の無償貸与又は譲与
 - カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (3) 災害復旧・復興対策に係る協力

15 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

16 南関東防衛局

- (1) 所管財産の使用に関する連絡調整
- (2) 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

17 国土地理院関東地方測量部

- (1) 災害時における地理空間情報の整備・提供
- (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- (3) 地殻変動の監視

第4 自衛隊(東部方面特科連隊)

災害派遣の準備において「地震災害警戒本部員会議への参加」及び「警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達」を実施するほか、本編第2編第1章第1節2～第4「自衛隊」に同じ。

第5 指定公共機関

1 東日本旅客鉄道株式会社(山梨統括センター)

東海旅客鉄道株式会社(静岡支社)

- (1) 南海トラフ地震に関する情報の伝達
- (2) 列車運転規制措置
- (3) 旅客の避難、救護体制の確立
- (4) 列車の運行状況等の広報
- (5) 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
- (6) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

2 東日本電信電話株式会社(山梨支店)

株式会社NTTドコモ(山梨支店)

- (1) 主要通信の確保
- (2) 通信疎通状況等の広報
- (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

3 日本赤十字社(山梨県支部)

- (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- (2) 応援救護班の体制確立とその準備
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (4) 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
- (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- (7) 義援金の募集及び配分

4 日本放送協会(甲府放送局)

- (1) 警戒宣言の伝達及び状況報告(部内)
- (2) 非常組織の整備
- (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- (4) 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道

5 中日本高速道路株式会社(八王子支社)

所轄する高速道路等について、次の事項を行う。

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関する情報の伝達

- (2) 利用者への広報
- (3) 災害時における復旧資機材と人員の配備
- (4) 緊急輸送を確保するための措置

6 日本通運株式会社(山梨支店)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
- (3) 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

7 東京電力パワーグリッド株式会社(山梨総支社)

- (1) 電力供給施設の災害予防措置
- (2) 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
- (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

8 日本銀行(甲府支店)

- (1) 警戒宣言発令時以降の通貨の円滑な供給に必要な事前の諸措置
- (2) 警戒宣言発令時以降における金融上の応急措置についての要請及び助言
- (3) 警戒宣言発令時における預貯金引出の集中等店頭混乱の未然防止のために必要な広報に対する協力要請

9 日本郵便株式会社(甲府中央郵便局)

- (1) 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第6 指定地方公共機関

1 放送機関(株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士)

- (1) 地域住民に対する各種情報等の報道
- (2) 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
- (3) 日本放送協会に準ずる措置

2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社、富士急バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
- (3) 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備

3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田ガス株式会社、(一社)日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)

- (1) ガス供給施設の保安整備
- (2) 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
- (3) 被災地に対するガス供給体制の確立

4 医師会(山梨県医師会、各地区医師会)

- (1) 被災者に対する救護活動の実施
- (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

5 山梨県道路公社

- (1) 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
- (2) 有料道路の利用者への広報
- (3) 有料道路の復旧資材と人員等の配備手配
- (4) 緊急輸送を確保するための有料道路の整備

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体

- (1) 市町村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- (3) 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
- (4) 農林業生産資材等の確保、斡旋

2 商工会議所、商工会等中小企業関係団体

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
- (2) 災害時における物価安定についての協力体制の確立
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立

3 病院等医療施設の管理者

- (1) 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- (2) 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
- (3) 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

4 社会福祉施設及び学校施設の管理者

- (1) 児童生徒に対する地震予知に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等の伝達
- (2) 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
- (3) 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
- (4) 災害時における収容者の保護受け入れの準備
- (5) 火気使用及び実験学習の中止
- (6) 応急医薬品の整備

5 公共施設等の施設管理者

- (1) 避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急対策

6 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

- (1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
- (2) 民間賃貸住宅の情報の提供
- (3) 民間賃貸住宅の円滑な提供

7 (公財) 山梨県下水道公社

- (1) 災害発生時の情報収集及び報告、緊急点検、緊急調査、応急措置、緊急対策の策定
- (2) 緊急対応用資機材の整備、配置計画
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 業務継続体制の確保
- (5) 施設見学者の安全確保

第8 その他の公共的団体

1 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会）

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

(2) ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保

2 山梨県ボランティア協会

(1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

(2) ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保

第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害

1 地形の特徴

山梨県の総面積 4,465.27 k m²でその約 78%が山地である。

海拔 250～300mの甲府盆地を中心に、その外周を 300～700mの曾根丘陵等の丘陵地がとり囲み、更にその外側を 1,500～2,000mの巨摩山地、御坂山地、関東山地、天子山地、丹沢山地等が囲み、最外周には、秩父山地や 3,000m以上の赤石山地の高峰が連なる。

このように、本県の地形は、甲府盆地を中心に周辺に進むに従って標高の高まる摺鉢状地形を示し、盆地から丘陵地、山地、高山へと地形が段階的に変化している。

2 地盤の区分

本県の地盤は地形と関連性が大きく、

ア 盆地地盤は河川成～沼沢成堆積物

イ 丘陵地盤は曾根層群

ウ 山地地盤は、海拔 1,500～2,000mは新第三紀の富士川層群・御坂層群
3,000m以上の高山は古第三紀～白亜紀の四万十層群で構成されている。

各地盤は断層によって境され、新第三紀と古第三紀～白亜紀との境界は、糸魚川・静岡構造線、藤の木・愛川構造線で境される。これ以外にも、きわめて複雑で幾条もの活断層と断層群が交錯している。

地震災害は断層群と関係が深く、とくに活断層は震源と考えられ、この活動が地震と災害の発生につながる。地震発生数は山梨県東部・富士五湖地域でもっとも多い。

3 地すべり地帯の特徴

地すべりは、表土が主として移動する表層性地すべりと、地質構造線の活動に伴って深部から広範囲に移動する構造的な地すべりとがある。

本県の地すべり地帯は、ある方向をもった線上に配列し、局所的な地形地質に支配されている。

これらの地すべり地帯で現在その活動が見られるのは、岩間、十谷、富士川及び南部の地すべり地帯である。

富士川に沿って身延町及び南部町には地すべりの発生があり、これらの地すべりは、富士川層群および巨摩層群にみられる第三紀層地すべりである。

4 本県の災害の歴史

歴史資料等に残されている本県の主な地震被害は次のとおりである。

(M=マグニチュード)

これらのうち、東海地域が震源と考えられる明応地震、宝永地震、安政東海地震等は、本県に多大な被害をもたらした。

(1) 明治以前

1433 (永享 5. 9. 16) 夜大震動、六地藏転ぶ(王代記)

1454 (享徳 3. 11. 23) 地震。夜半天地震動して奥州に津波(王代記)

1498 (明応 7. 6. 11) 甲斐国大地震(高白斎記)

(明応 7. 8. 25) 大地震が起き大きな被害(明応地震)(妙法寺記、王代記、塩山向嶽禅庵小年代記)

1499 (明応 8. 1. 2) 大地震(妙法寺記)

1500 (明応 9) この年まで地震続く。6月4日、明応7年の地震よりも大きな地震(妙法寺記)

- 1511 (永正 8. 8. 7) 大地震(高白斎記)
 1516 (永正 13. 7. 12~13) 地震(妙法寺記)
 1549 (天文 18. 4. 14) 地震、52 年前ほどの地震。10 日ばかり揺れる(妙法寺記)
 1703 (元禄 16. 11. 23) 大地震諸国破損(元禄地震)(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
 1707 (宝永 4. 10. 4) **(宝永地震)**未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。
 潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった(M8. 6)(日本被害地震総覧: 2003)
 (〃 10. 5) 卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害(潰家 7, 397、同寺 254、死 24)となった(新編日本被害地震総覧: 1989)
 1710 (宝永 7. 11) 大地震があり、津波・地割れが所々に起きる(甲斐国歴代譜)
 1782 (天明 2. 7. 14) 夜より 15 日夜大地震(甲斐古今記)
 1854 (安政 1. 11. 4) 駿河湾から遠州灘、紀伊半島南東沖一帯を震源とする M8. 4 という巨大地震が発生(**安政東海地震**)

(2) 明治以降

- 1891(明治 24. 12. 24) 山梨・静岡県境を震央とする地震(M6. 5)、北都留郡で地割れ数ヶ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
 1898(明治 31. 4. 3) 山梨県中部を震央とする地震(M5. 9)、南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
 1902(明治 35. 5. 25) 山梨県東部を震央とする地震(M5. 4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現大和村)に小亀裂等
 1915(大正 4. 6. 20) 山梨県東部を震央とする地震(M 5. 9)、甲府市水道管亀裂 4~5 ヶ所
 1918(大正 7. 6. 26) 神奈川県西部を震央とする地震(M6. 3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鯉沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7~8 ヶ所
 1923(大正 12. 9. 1) **(関東大地震)**(M7. 9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1, 761 棟、半壊 4, 992 棟、地盤の液状化現象 3 ヶ所
 1924(大正 13. 1. 15) 丹沢地震(M7. 3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60 ヶ所
 1944(昭和 19. 12. 7) **(東南海地震)**(M7. 9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29 ヶ所等(山梨日日新聞)
 1976(昭和 51. 6. 16) **山梨県東部**を震央とする地震(M5. 5)、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22 ヶ所、田畑 31 ヶ所、農業用施設 79 ヶ所等
 1983(昭和 58. 8. 8) **山梨県東部**を震央とする地震(M6. 0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 ヶ所、農林業用施設 55 ヶ所、道路 21 ヶ所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66%等、被害総額 3 億 5 千万円
 1996(平成 8. 3. 6) **山梨県東部**を震央とする地震(M5. 5)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3, 901 戸等、被害総額 1 億 5 千万円
 2001(平成 13. 12. 8) 神奈川県西部を震央とする地震(M4. 6) 県内最大震度は 5 弱(上野原市)を観測。
 2011(平成 23. 3. 11) **東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)**(M9. 0) 県内最大震度は 5 強(中央市成島、忍野村忍草)を観測。軽傷 2 名、住家の

- 一部損壊4棟、断水4, 780戸、停電14万5千戸
- 2011(平成23.3.15) 静岡県東部を震央とする地震(M6.4) 県内最大震度は5強(忍野村、山中湖村、富士河口湖町)を観測。
- 2012(平成24.1.28) 山梨県東部を震央とする地震(M5.4) 県内最大震度は5弱(忍野村、富士河口湖町)を観測。
- 2021(令和3.12.3) 山梨県東部を震央とする地震(M4.8) 県内最大震度は5弱(大月市)を観測。

第3節 地震被害の想定

(令和5年5月「山梨県地震被害想定調査報告書」)

1 基本的考え方

本県に大規模な被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、その地震が発生した場合の被害を予測することにより、本編の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策の目安とする。

2 想定する地震

(1) 南海トラフの巨大地震(東側ケース)

南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震

(2) 首都直下地震M7(立川市直下)

相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

(3) 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震

(4) 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震

(5) 曾根丘陵断層帯

甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震

(6) 扇山断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

(7) 身延断層

山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震

(8) 塩沢断層帯

山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震

(9) 富士川河口断層帯

山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震

(10) 【参考】首都直下地震(M8クラス相模トラフ)

相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震

関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としている。

今回調査対象とした断層により発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

3 想定条件等

- (1) 本県を250mメッシュを基本とし、甲府盆地周辺は50mメッシュに区切り想定

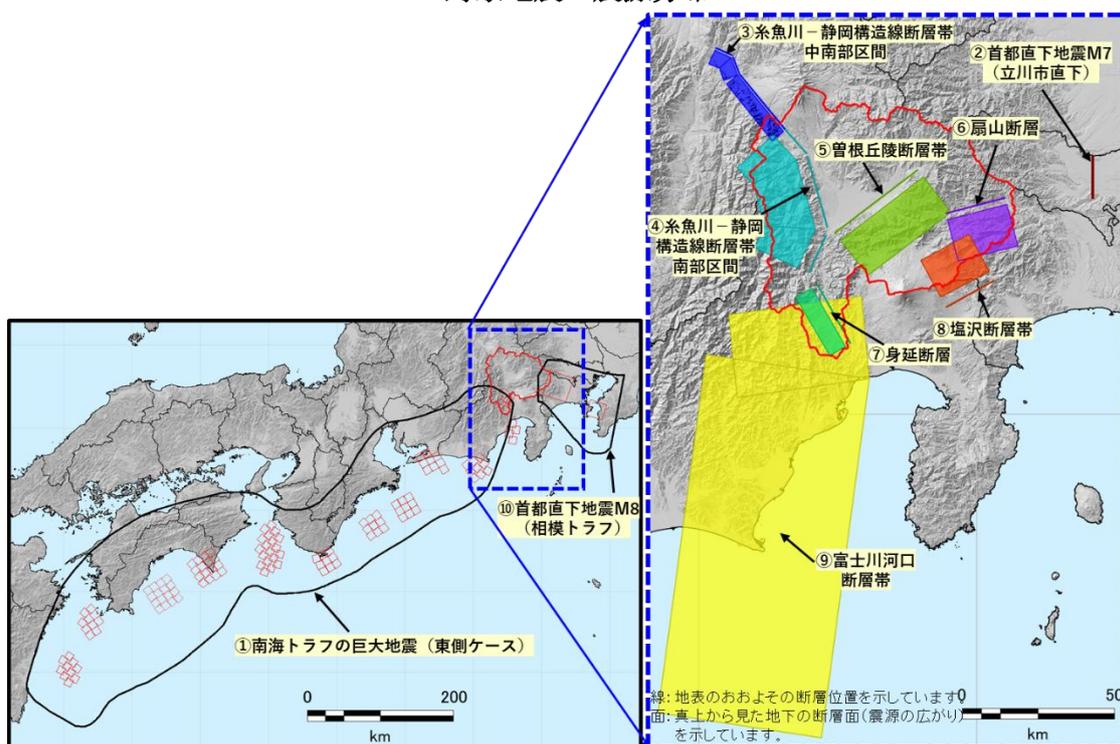
(2) 項目毎に別条件で想定

- ①建物被害：火災が多く発生し被害が最大となる 冬 18 時
 - ②人的被害：宅内にいるため被害が最大となる 冬 5 時
 - ③避難者：建物被害が増加することにより最大となる 冬 18 時
- そのほかの項目でも被害が最大となる場合を条件としている。

(3) 想定項目

- ①地震動、液状化、崖崩等被害 ②建築物・人的等被害 ③社会基盤施設等の被害

対象地震の震源分布



4 想定結果

(1) 地震動

- ① 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)
震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度 7 の揺れが想定される。
- ② 首都直下地震M7 (立川市直下)
震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度 6 強の揺れが想定される。
- ③ 糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間
震源が位置する県北西部で震度 6 強から震度 7、甲府盆地の一部地域で最大震度 6 弱が想定される。
- ④ 糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間
震源が位置する県西部で広範囲に震度 6 弱以上となり、一部地域で震度 7 が想定される。
- ⑤ 曾根丘陵断層帯
震源が位置する県中心部において震度 7 の揺れが広く発生することが想定される。
- ⑥ 扇山断層
震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度 7 の揺れが

想定される。

⑦ 身延断層

震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。

⑧ 塩沢断層帯

震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。

⑨ 富士川河口断層帯

震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。

⑩ 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）

震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。

(2) 液状化

液状化の発生は、地盤の性質と地震動の大きさに関係している。

① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）、⑤ 曾根丘陵断層帯、⑩ 首都直下地震（M8クラス相模トラフ）では液状化危険度の高いメッシュが広く分布する。なお、富士五湖周辺地域では多くのケースで液状化危険度の高いメッシュが分布する。

(3) 崖崩等

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流）について、急傾斜地危険箇所4,361箇所、地すべり危険箇所448箇所、土石流2,449箇所について危険度の判定を行った。

土砂災害危険度の箇所数一覧

想定地震	急傾斜地の崩壊				地滑り				土石流			
	大	中	小	なし	大	中	小	なし	大	中	小	なし
南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	815	696	1,932	918	15	26	181	226	474	542	1,117	316
首都直下地震M7 （立川市直下）	96	296	1,933	2,036	0	0	0	448	27	104	1,149	1,169
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	17	47	1,647	2,650	0	0	5	443	19	45	950	1,435
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	284	427	1,864	1,786	3	4	69	372	166	316	1,123	844
曾根丘陵断層帯	460	603	1,955	1,343	5	1	18	424	331	377	1,171	570
身延断層	107	155	1,583	2,516	0	2	37	409	79	77	940	1,353
塩沢断層帯	42	165	1,724	2,430	0	0	0	448	26	103	1,045	1,275
扇山断層	271	495	1,569	2,026	0	0	0	448	80	228	1,002	1,139
富士川河口断層帯	377	342	1,700	1,942	13	30	76	329	221	212	1,057	959
【参考】 首都直下地震M8 （相模トラフ）	1,279	733	1,213	1,136	0	0	5	443	519	430	835	665

(4) 建物被害

建築物 580,650 棟の建築年度及び構造の分類をしたうえで、液状化及び揺れ、崖崩等、火災による被害を予測した。

<建物被害予測結果>

ケース	対象地震	液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による焼失棟数	合計	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	1,351	8,216	52,542	49,514	122	221	6,002	60,017	57,951
	首都直下地震M7(立川市直下)	770	4,968	3,235	6,980	65	143	229	4,299	12,091
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	455	3,009	18,490	24,180	16	35	580	19,542	27,224
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	1,051	6,421	66,746	47,892	67	130	4,897	72,761	54,443
	曾根丘陵断層帯	1,198	7,500	79,643	46,859	93	195	13,169	94,102	54,554
	身延断層	282	1,736	176	620	30	69	-	488	2,425
	塩沢断層帯	285	1,846	2,100	3,417	32	70	163	2,580	5,333
	扇山断層	336	2,168	1,808	3,719	61	134	22	2,227	6,021
	富士川河口断層帯	901	5,410	21,263	29,177	75	150	2,235	24,474	34,737
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	1,132	7,181	13,659	14,152	134	261	12,160	27,085	21,594

(5) 屋外転倒物・落下物

ブロック塀の倒壊、屋外落下物で発生する被害を予測した。

<屋外転倒物・落下物予測結果>

対象地震	ブロック塀等被害数(件)	自動販売機の転倒数(台)	屋外落下物が生じる建物数(棟)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	20,629	136	7,457
首都直下地震M7(立川市直下)	2,410	5	253
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	3,417	9	831
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	12,952	83	7,752
曾根丘陵断層帯	25,440	115	25,756
身延断層	491	1	0
塩沢断層帯	2,854	12	989
扇山断層	3,133	9	260
富士川河口断層帯	5,563	32	1,056
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	9,771	31	4,810

(6) 人的被害

建物倒壊時における圧迫、火災等による死者や負傷者、人的被害者数を予測した。

<人的被害予測結果>

ケース	対象地震	死者(人)						負傷者(人)						要救助者数						
		揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計	揺れ	うち屋内収容物	火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒		屋外転倒物・落下物	合計				
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	2,887	70	121	11	0	3,019	16,172	1,229	89	13	0	16,294	4,577	201	27	7	0	4,611	9,209
	首都直下地震M7(立川市直下)	197	4	0	5	0	202	1,608	104	0	0	0	1,612	250	17	0	0	0	292	428
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	1,084	11	2	1	0	1,098	6,843	195	0	2	0	6,847	1,694	34	1	1	0	1,698	2,945
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	3,327	70	140	6	0	3,491	18,197	1,175	79	7	0	18,293	5,855	250	31	0	0	5,916	12,115
	曾根丘陵断層帯	3,588	120	227	8	0	3,843	19,938	2,101	122	9	1	20,030	6,920	453	49	5	0	6,988	16,024
	身延断層	12	1	0	2	0	14	133	23	0	0	0	136	17	4	0	1	0	18	19
	塩沢断層帯	101	4	0	2	0	104	822	84	0	3	0	826	178	18	0	2	0	177	340
	扇山断層	109	4	0	5	0	114	875	90	0	6	0	891	164	12	0	0	0	167	292
	富士川河口断層帯	1,150	17	19	6	0	1,218	7,677	313	14	7	0	7,999	1,240	59	5	4	0	1,259	3,965
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	782	21	250	11	0	1,044	4,431	351	167	14	0	4,613	1,230	73	86	7	0	1,304	1,389

(7) ライフライン被害

ア 上水道

上水道の施設被害等によって断水するなど、供給能力が低下することで日常生活等に支障が生じる断水人口を予測した。

<上水道被害予測結果>

対象地震	断水人口(人) 夏12時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	393,422	374,644	260,013	46,566
首都直下地震M7(立川市直下)	41,967	36,904	17,501	754
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	53,305	48,042	25,824	2,359
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	256,696	243,503	166,326	28,715
曾根丘陵断層帯	419,187	405,862	319,927	103,872
身延断層	9,221	8,001	3,817	244
塩沢断層帯	47,939	44,763	29,347	5,736
扇山断層	49,342	45,593	27,839	3,736
富士川河口断層帯	96,907	88,155	49,235	5,338
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	118,815	114,368	86,069	22,393

イ 下水道

下水道の施設被害等によって処理機能が低下することでトイレの使用等の日常生活に支障が生じる機能支障人口を予測した。

<下水道被害予測結果>

対象地震	機能支障人口(人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	58,314	46,847	18,635	2,659
首都直下地震M7(立川市直下)	20,472	13,515	2,510	926
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	14,672	11,096	3,767	667
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	28,013	20,936	6,747	1,241
曾根丘陵断層帯	48,696	39,207	16,592	2,643
身延断層	4,612	3,156	687	195
塩沢断層帯	27,614	22,193	9,489	1,620
扇山断層	25,810	19,746	6,771	1,108
富士川河口断層帯	24,583	17,984	6,273	1,481
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	77,238	66,725	35,844	5,806

ウ ガス（都市ガス・L Pガス）

都市ガス・L Pガスの供給停止により日常生活等に支障が生じる供給停止件数及び漏洩被害件数を予測した。

<都市ガス被害予測結果>

対象地震	供給停止件数(件)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	24,023
首都直下地震M7(立川市直下)	—
糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	—
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	15,184
曾根丘陵断層帯	24,023
身延断層	—
塩沢断層帯	—
扇山断層	—
富士川河口断層帯	—
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	15,184

<L Pガス被害予測結果>

対象地震	漏洩被害件数(件)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	920
首都直下地震M7(立川市直下)	131
糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	187
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	438
曾根丘陵断層帯	723
身延断層	31
塩沢断層帯	307
扇山断層	294
富士川河口断層帯	143
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	889

エ 電力

電力の機能支障等による停電人口を予測した。

<電力被害予測結果>

対象地震	停電人口(人) 冬18時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	623,786	233,639	4,323	—
首都直下地震M7(立川市直下)	198,684	19,451	67	—
糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	189,454	25,956	235	—
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	442,793	149,527	2,592	—
曾根丘陵断層帯	593,101	297,750	15,077	—
身延断層	53,483	4,464	19	—
塩沢断層帯	119,136	27,947	700	—
扇山断層	134,150	26,997	332	—
富士川河口断層帯	298,449	48,981	665	—
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	183,818	81,653	3,032	—

オ 通信（固定電話・携帯電話）

① 固定電話

主として停電被害による通信支障回線数を予測した。

<固定電話被害予測結果>

対象地震	通信支障回線数(回線) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	599,068	221,590	4,133	-
首都直下地震M7(立川市直下)	192,889	19,470	71	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	187,869	28,925	300	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	422,302	141,284	2,417	-
曾根丘陵断層帯	555,669	274,903	13,775	-
身延断層	53,509	4,866	23	-
塩沢断層帯	118,281	29,947	881	-
扇山断層	131,599	27,433	352	-
富士川河口断層帯	286,515	49,062	726	-
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	193,297	84,369	3,228	-

② 携帯電話

停電率及び回線不通率による携帯電話の不通をランク分けし予測した。

停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域をランクAとする。

<携帯電話被害予測結果>

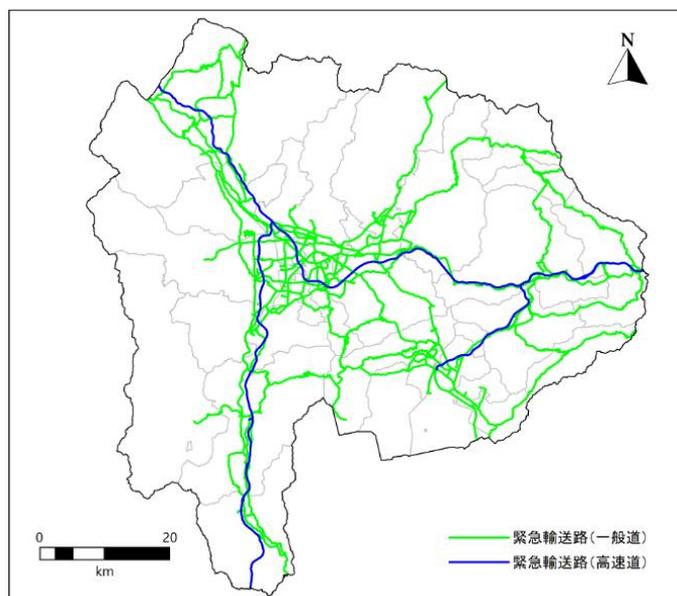
対象地震	ランクA(市町村) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	22	4	-	-
首都直下地震M7(立川市直下)	2	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	1	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11	-	-	-
曾根丘陵断層帯	17	5	-	-
身延断層	1	-	-	-
塩沢断層帯	5	2	-	-
扇山断層	6	-	-	-
富士川河口断層帯	8	1	-	-
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	11	4	-	-

(8) 交通施設被害

ア 道路

県内の緊急輸送道路を対象に被害箇所数を想定した。

緊急輸送路分布図



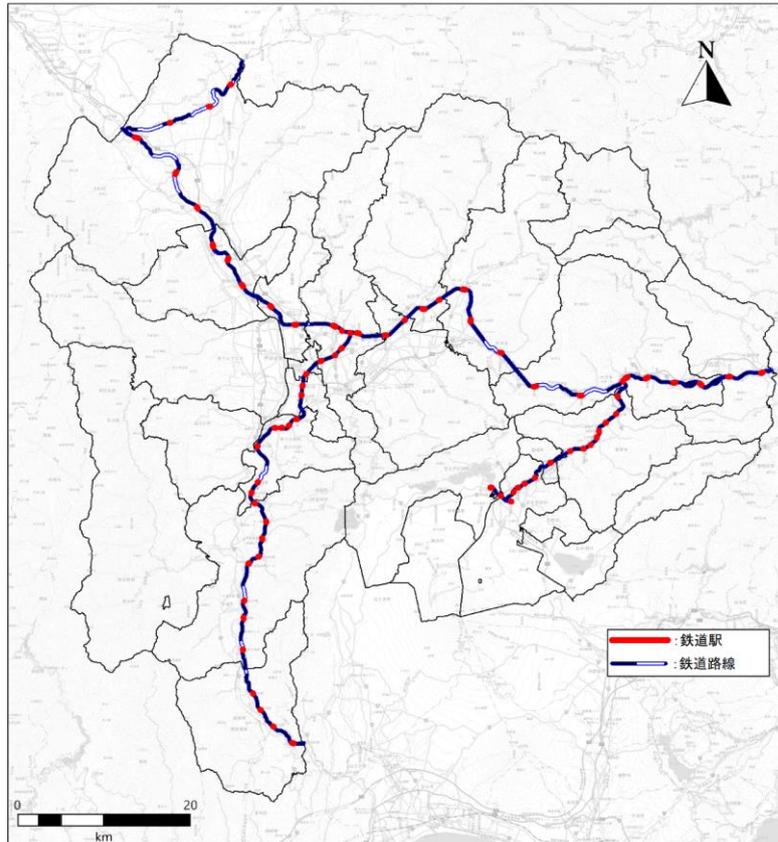
〈緊急用道路の被害予測結果〉

対象地震	県内の緊急輸送道路 延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	1,387.0	20	0.01
首都直下地震M7(立川市直下)		8	0.01
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間		5	0.00
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間		12	0.01
曾根丘陵断層帯		19	0.01
身延断層		4	0.00
塩沢断層帯		5	0.00
扇山断層		6	0.00
富士川河口断層帯		11	0.01
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)		19	0.01

イ 鉄 道

県内の鉄道を対象に被害箇所数を想定した。

鉄道分布図



〈鉄道の被害予測結果〉

対象地震	鉄道延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	238.5	379	1.59
首都直下地震M7(立川市直下)		120	0.50
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間		132	0.56
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間		245	1.03
曾根丘陵断層帯		299	1.25
身延断層		59	0.25
塩沢断層帯		65	0.27
扇山断層		116	0.49
富士川河口断層帯		182	0.76
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)		283	1.19

(9) 生活への影響

ア 避難者

地震発生から1日後、1週間後、1ヶ月後の各時点での避難所避難者数及び避難所外避難者数を予測した。

〈避難者数予測結果〉

ケース	対象地震	1日後			1週間後			1か月後		
		避難者数	うち		避難者数	うち		避難者数	うち	
			避難所内	避難所外		避難所内	避難所外		避難所内	避難所外
冬18時8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	100,988	60,593	40,395	140,329	70,164	70,164	101,211	30,363	70,848
	首都直下地震M7(立川市直下)	7,140	4,284	2,856	9,738	4,869	4,869	7,140	2,142	4,998
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	31,401	18,841	12,560	32,373	16,187	16,187	31,401	9,420	21,981
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	130,904	78,543	52,362	140,635	70,317	70,317	130,904	39,271	91,633
	曾根丘陵断層帯	171,356	102,814	68,542	207,242	103,621	103,621	173,725	52,117	121,607
	身延断層帯	895	537	358	1,673	836	836	951	285	666
	塩沢断層帯	4,615	2,769	1,846	10,814	5,407	5,407	6,919	2,076	4,843
	扇山断層帯	3,846	2,307	1,538	9,960	4,980	4,980	4,872	1,462	3,411
	富士川河口断層帯	45,454	27,273	18,182	48,839	24,419	24,419	45,454	13,636	31,818
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	37,362	22,417	14,945	53,443	26,721	26,721	39,165	11,750	27,416

イ 物資備蓄の応急対応能力

避難者数が最大となる季節・時間帯における、地震発生から1日後、1週間後の各時点での備蓄物資の需要量を予測した。

〈備蓄物資需要量予測結果(飲料水、食料、育児用粉ミルク)〉

対象地震	想定ケース	飲料水(リットル)			食料(食)			育児用粉ミルク(グラム)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	1,119,000	775,000	139,000	303,000	421,000	304,000	90,000	127,000	90,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	110,000	52,000	2,300	21,000	29,000	21,000	5,700	7,900	5,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	144,000	77,000	7,100	96,000	99,000	96,000	27,000	27,000	27,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	冬18時8m	723,000	493,000	85,000	392,000	421,000	392,000	122,000	130,000	122,000
曾根丘陵断層帯	冬18時8m	1,205,000	945,000	302,000	514,000	622,000	521,000	160,000	193,000	162,000
身延断層帯	冬5時8m	25,000	12,000	830	2,700	5,100	2,900	690	1,100	710
塩沢断層帯	夏12時8m	134,000	88,000	17,000	14,000	33,000	21,000	4,700	11,000	7,100
扇山断層帯	冬18時8m	138,000	85,000	12,000	12,000	30,000	15,000	2,800	7,300	3,600
富士川河口断層帯	冬18時8m	261,000	147,000	16,000	136,000	147,000	136,000	40,000	42,000	40,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	350,000	264,000	69,000	112,000	160,000	117,000	30,000	42,000	31,000

〈備蓄物資需要量予測結果(毛布、携帯・簡易トイレ、乳児・小児用おむつ)〉

対象地震	想定ケース	毛布(枚)			携帯トイレ・簡易トイレ(回)			乳児・小児用おむつ(枚)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	121,000	140,000	61,000	304,000	295,000	44,000	16,000	22,000	16,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	8,600	9,700	4,300	3,300	2,300	120	1,000	1,400	1,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	38,000	33,000	19,000	25,000	17,000	2,000	4,700	4,900	4,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	冬18時8m	157,000	140,000	78,000	311,000	236,000	40,000	21,000	23,000	21,000
曾根丘陵断層帯	冬18時8m	206,000	207,000	104,000	609,000	597,000	193,000	28,000	34,000	28,000
身延断層帯	冬5時8m	1,100	1,700	570	400	770	40	130	210	130
塩沢断層帯	夏12時8m	5,700	11,000	4,200	9,300	18,000	3,400	840	1,900	1,300
扇山断層帯	冬18時8m	4,600	10,000	2,900	4,800	9,100	690	490	1,300	630
富士川河口断層帯	冬18時8m	55,000	49,000	27,000	42,000	31,000	4,900	7,100	7,500	7,100
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	45,000	53,000	23,000	81,000	106,000	21,000	5,100	7,400	5,400

〈備蓄物資需要量予測結果(大人用おむつ、生理用品)〉

対象地震	想定ケース	大人用おむつ(枚)			生理用品(枚)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	4,000	5,600	4,000	22,000	31,000	22,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	290	390	290	1,500	2,100	1,500
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	1,300	1,300	1,300	6,700	6,900	6,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	冬18時8m	5,200	5,600	5,200	29,000	31,000	29,000
曾根丘陵断層帯	冬18時8m	6,900	8,300	6,900	38,000	46,000	39,000
身延断層帯	冬5時8m	40	70	40	180	320	190
塩沢断層帯	夏12時8m	190	440	280	1,000	2,400	1,500
扇山断層帯	冬18時8m	150	400	190	780	2,100	1,000
富士川河口断層帯	冬18時8m	1,800	2,000	1,800	9,900	11,000	9,900
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	1,500	2,100	1,600	7,900	11,000	8,300

ウ 医療機能支障

死者数が最大となる冬5時のケースを対象として医療対応力不足数を予測した。

〈医療機能支障予測結果〉

対象地震	転院患者数	医療対応力不足数 (入院)	医療対応力不足数 (外来)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	490	3,700	20,000
首都直下地震M7(立川市直下)	40	3,000	160
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	100	3,100	6,200
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	670	4,000	26,000
曾根丘陵断層帯	1,100	4,800	31,000
身延断層	0	2,900	－
塩沢断層帯	20	2,900	20
扇山断層	50	2,900	－
富士川河口断層帯	160	3,200	8,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	180	3,200	150

エ 応急住宅需要量

建物被害が最大となる冬18時のケースを対象として全壊棟数及び半壊棟数から応急住宅の需要量を予測した。

〈応急住宅需要量予測結果〉

対象地震	応急住宅 必要戸数 (戸)	供給可能 戸数(戸)	応急住宅 不足戸数 (戸)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	13,000	32,000	1,000
首都直下地震M7(立川市直下)	930		－
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	4,300		330
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	17,000		2,000
曾根丘陵断層帯	23,000		5,900
身延断層	120		－
塩沢断層帯	890		－
扇山断層	640		－
富士川河口断層帯	6,000		10
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	5,100		210

※利用可能な民営賃貸住宅の空き家を応急借り上げ住宅の供給可能戸数とし、みなし仮設等の需要数量を算出した。そのため建設型応急住宅や公的住宅は考慮していない。

オ 空き家・別荘

建物被害に空き家率、別荘率を用いて建物被害、人的被害の予測を行った。

〈空き家被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	10,197	1,135	11,078
	首都直下地震M7(立川市直下)	801	47	2,358
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	5,890	125	6,975
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	13,289	960	11,106
	曾根丘陵断層帯	15,617	2,623	10,286
	身延断層	90	-	447
	塩沢断層帯	442	25	1,001
	扇山断層	426	3	1,166
	富士川河口断層帯	4,192	470	6,472
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	2,850	2,390	4,023

〈別荘被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	627	40	1,048
	首都直下地震M7(立川市直下)	90	8	191
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	2,950	7	2,457
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	1,563	29	1,867
	曾根丘陵断層帯	584	91	653
	身延断層	7	-	31
	塩沢断層帯	32	1	68
	扇山断層	44	0	108
	富士川河口断層帯	246	16	370
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	349	164	372

※空き家・別荘被害は全建物被害の内数(空き家率、別荘率により算出)

〈別荘の人的被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		死者(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬5時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	80	595	121
	首都直下地震M7(立川市直下)	12	81	18
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	464	2,459	764
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	227	1,443	367
	曾根丘陵断層帯	45	337	76
	身延断層	0	5	1
	塩沢断層帯	3	19	5
	扇山断層	5	39	8
	富士川河口断層帯	22	151	35
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	55	244	76

※別荘の人的被害は別荘被害から算出しているため人的被害とは別数

カ 災害関連死

建物全壊棟数と関連死の比率、直接死者数との関連死の比率、及び避難者数との関連死の比率の 3 つの比率に対して比率が複数あるため、最小値と最大値を用いて予測を行った。

〈災害関連死被害予測結果（建物全壊棟数と関連死の比率）〉

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 0.9%	災害関連死者比率 2.3%
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	540	1,380
	首都直下地震M7(立川市直下)	39	99
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	176	449
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	655	1,674
	曾根丘陵断層帯	847	2,164
	身延断層	4	11
	塩沢断層帯	23	59
	扇山断層	20	51
	富士川河口断層帯	220	563
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	244	623

〈災害関連死被害予測結果（直接死者数と関連死の比率）〉

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 15.76%	災害関連死者比率 16.76%
冬5時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	476	506
	首都直下地震M7(立川市直下)	32	34
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	171	182
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	550	585
	曾根丘陵断層帯	606	644
	身延断層	2	2
	塩沢断層帯	16	17
	扇山断層	18	19
	富士川河口断層帯	192	204
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	165	175

〈災害関連死被害予測結果（避難者数の比率）〉

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 0.07%	災害関連死者比率 0.98%
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	95	1,373
	首都直下地震M7(立川市直下)	7	95
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	22	317
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	95	1,376
	曾根丘陵断層帯	141	2,028
	身延断層	1	16
	塩沢断層帯	7	106
	扇山断層	7	97
	富士川河口断層帯	33	478
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	36	523

(10) 災害廃棄物

「山梨県地震被害想定調査」及び「災害廃棄物対策指針第3編資料編技術資料14-2」を基に、次のとおり地震別の災害廃棄物発生量（予測値）を示す。なお、冬の18時・風速8m/sの条件が最も地震被害棟数が多いため、当該条件下において、災害廃棄物量は、地震（揺れ）及び火災による推計式を用いて算出した。

災害廃棄物発生量（予測値）

ケース	市町村	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	首都直下地震M7(立川市直下)	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case1)	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case2)	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case3)	曾根丘陵断層帯 (Case1)	曾根丘陵断層帯 (Case4)
冬18時 8m/s	甲府市	2,424,098	118,063	838,244	696,502	3,295,353	1,367,675	5,289,192	3,865,796
	富士吉田市	140,826	22,918	11,715	22,123	10,828	5,257	28,554	79,883
	都留市	65,063	21,847	1,519	2,279	1,197	282	32,437	38,717
	山梨市	34,021	11,888	13,433	3,358	10,998	8,804	69,148	410,057
	大月市	15,154	26,304	674	173	454	60	27,635	20,169
	韭崎市	19,343	670	21,494	79,584	171,076	60,441	17,169	9,740
	南アルプス市	935,425	11,150	156,756	534,288	1,709,774	785,238	1,196,039	446,205
	北杜市	94,384	223	1,104,437	460,889	503,765	495,744	45,046	47,746
	甲斐市	156,066	823	25,051	59,964	451,540	93,357	434,881	64,313
	笛吹市	430,655	38,326	86,694	136,047	304,482	110,264	1,362,561	1,374,665
	上野原市	33,014	240,502	2,436	138	855	0	1,536	693
	甲州市	45,147	37,285	11,417	592	3,243	2,597	104,470	381,757
	中央市	425,114	10,652	102,113	331,402	682,670	286,210	645,302	615,386
	市川三郷町	581,784	11,892	44,409	285,625	449,777	199,936	399,966	202,643
	早川町	98,539	7	188	34,351	33,202	22,978	702	1,088
	身延町	589,565	1,949	454	81,034	111,190	68,348	33,699	27,366
	南部町	173,255	154	0	1,942	3,263	1,040	223	521
	富士川町	371,136	4,614	39,857	233,017	463,186	251,489	449,544	203,703
	昭和町	136,520	528	18,626	57,874	211,449	52,081	225,285	164,912
	道志村	551	1,358	4	40	27	13	212	188
	西桂町	10,834	907	185	489	218	158	2,027	7,517
	忍野村	31,580	14,977	1,339	3,641	3,938	3,110	6,494	8,988
	山中湖村	64,990	45,121	7,222	17,359	14,298	15,331	21,547	21,930
	鳴沢村	38,280	1,133	240	729	517	160	11,112	10,432
	富士河口湖町	248,513	26,560	9,012	23,954	17,925	13,077	147,772	144,385
	小菅村	23	330	0	0	0	0	0	0
	丹波山村	100	1,464	0	0	0	0	0	0
	合計	7,163,979	651,644	2,497,519	3,067,395	8,455,225	3,843,652	10,552,554	8,148,801

ケース	市町村	身延断層 (Case1)	身延断層 (Case2)	塩沢断層帯 (Case1)	塩沢断層帯 (Case独自)	扇山断層	富士河口湖 断層帯	首都直下地震M8 (相模トラフ)
冬18時 8m/s	甲府市	7,750	12,254	5,972	66,761	45,686	1,165,614	605,035
	富士吉田市	102	149	28,589	44,832	7,279	243,254	247,235
	都留市	26	76	17,354	14,063	36,139	159,248	272,294
	山梨市	88	148	214	620	1,173	5,369	10,309
	大月市	3	3	440	782	90,959	48,052	279,534
	韮崎市	0	119	0	0	0	958	1,875
	南アルプス市	2,590	7,394	0	411	0	142,371	48,996
	北杜市	0	0	0	0	4	653	870
	甲斐市	0	219	0	5	0	18,987	5,433
	笛吹市	54	515	408	4,659	4,569	196,968	60,836
	上野原市	0	0	328	429	89,871	42,013	1,049,131
	甲州市	1	1	60	283	663	12,647	22,715
	中央市	601	1,212	110	10,738	870	157,491	49,549
	市川三郷町	3,397	5,893	194	780	38	81,889	53,925
	早川町	2,314	3,462	0	0	0	16,335	1,089
	身延町	9,361	13,896	0	0	2	98,452	5,964
	南部町	18,548	18,694	0	0	0	264,568	2,664
	富士川町	925	4,182	0	22	0	57,876	12,996
	昭和町	36	44	0	561	48	26,243	13,408
	道志村	8	8	1,212	1,398	2,947	1,317	18,932
	西桂町	13	13	1,080	1,119	1,196	23,782	16,707
	忍野村	2,796	3,082	68,590	50,839	10,386	34,684	38,167
	山中湖村	14,494	14,388	155,220	140,993	26,128	83,085	106,960
	鳴沢村	7	7	192	214	175	46,379	3,614
	富士河口湖町	6,177	6,609	13,769	18,352	16,881	185,587	70,078
	小菅村	0	0	0	0	0	33	606
	丹波山村	0	0	0	0	0	109	834
	合計	69,293	92,370	293,731	357,861	335,012	3,113,965	2,999,755

(11) その他の被害

ア 危険物施設

危険物施設における被害施設数の予測を行った。

〈危険物施設被害予測結果〉

対象地震	火災	流出	破損等
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	0.04	3.90	47.36
首都直下地震M7(立川市直下)	0.00	0.12	1.64
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0.00	0.51	6.80
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0.01	2.90	34.81
曾根丘陵断層帯	0.04	3.83	47.45
身延断層	0.00	0.03	0.55
塩沢断層帯	0.02	0.50	5.35
扇山断層	0.01	0.30	3.69
富士川河口断層帯	0.00	0.67	9.70
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	0.02	2.10	24.20

※危険物施設被害は発生確率がわずかなため小数点以下第二までで結果を算出している

イ 防災上重要施設

地震発生時に建物被害が生じる可能性のある防災上重要施設数の予測を行った。

〈防災上重要施設被害予測結果〉

対象地震	地震動					液状化	火災		
							風速8m		
	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7		冬5時	夏12時	冬18時
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	36	254	369	254	44	165	3	4	15
首都直下地震M7(立川市直下)	444	340	15	-	32	33	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	254	298	88	31	32	40	-	-	1
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	253	156	331	107	37	101	2	13	8
曾根丘陵断層帯	154	152	294	169	137	112	1	12	12
身延断層	206	54	42	1	32	57	-	-	-
塩沢断層帯	193	47	62	3	35	7	-	-	2
扇山断層	262	80	46	9	32	12	-	-	-
富士川河口断層帯	368	267	174	32	52	100	1	1	2
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	274	296	286	54	43	103	18	14	30

ウ 文化財

地震発生時に建物被害が生じる可能性のある文化財数の予測を行った。

〈文化財被害予測結果〉

対象地震	地震動					液状化	風速8m		
	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7		冬5時	夏12時	冬18時
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	-	-	232	171	-	-	2	2	15
首都直下地震M7(立川市直下)	305	113	21	-	28	26	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	171	130	102	24	29	15	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	100	171	233	80	28	71	1	9	6
曾根丘陵断層帯	186	124	148	105	55	71	8	2	13
身延断層	120	63	9	-	28	11	-	-	-
塩沢断層帯	67	31	18	18	28	19	-	-	-
扇山断層	99	18	35	4	28	20	-	-	-
富士川河口断層帯	276	159	99	8	31	52	-	-	1
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	318	166	91	41	31	64	6	15	11

エ 直接経済被害

建物、ライフライン・インフラ施設の復旧費用等資産等の被害を直接経済被害として予測を行った。

〈直接経済被害予測結果〉

対象地震	建物			ライフライン					交通施設		その他	合計 (億円)	
	建物躯体	家財 (住宅)	その他の 償却資産 (非住家)	在庫資産 (非住家)	上水道	下水道	電力	通信	都市 ガス	道路	鉄道		廃棄物
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	22,000	5,600	720	350	60	180	7,600	2,500	50	20	90	2,100	41,000
首都直下地震M7(立川市直下)	2,100	550	70	40	10	60	2,400	800	-	10	30	200	6,300
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	7,700	1,900	270	130	10	50	2,300	780	-	10	30	670	14,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	26,000	6,900	750	360	40	90	5,400	1,800	30	10	60	2,600	44,000
曾根丘陵断層帯	33,000	8,700	870	420	70	150	7,200	2,300	50	20	70	3,600	57,000
身延断層	310	80	10	10	0	10	650	220	-	0	10	40	1,300
塩沢断層帯	1,200	300	30	10	10	90	1,400	490	-	0	10	160	3,800
扇山断層	1,100	280	40	20	10	80	1,600	550	-	10	30	110	3,800
富士川河口断層帯	9,900	2,700	320	150	20	80	3,600	1,200	-	10	40	890	19,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	8,400	2,100	270	130	20	240	2,200	800	30	20	70	720	16,000

オ 間接経済被害

生産・サービス低下による経済被害として間接経済被害の予測を行った。
間接経済被害予測は広域の影響を評価することから、震源の近い個々の地震では大きな差が出ないことから以下の対象地震に対して予測を行っている。

〈間接経済被害予測結果〉

対象地震	被災前		被災後		GRP低減額 (億円/年)
	就業人口 (人)	資本ストック (億円)	就業人口 (人)	資本ストック (億円)	
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	400,625	85,970	397,999	76,457	4,879
首都直下地震M7(立川市直下)	400,625	85,970	400,441	84,927	535
曾根丘陵断層帯	400,625	85,970	396,653	74,468	5,933

カ 孤立集落

地震発生時にアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を抽出した。

〈孤立集落予測結果〉

対象地震	孤立する恐れのある集落数
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	74
首都直下地震M7(立川市直下)	1
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	0
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	13
曾根丘陵断層帯	33
身延断層	1
塩沢断層帯	3
扇山断層	27
富士川河口断層帯	52
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	128

(12) 帰宅困難者

帰宅困難者として地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者を除いた帰宅断念者と遠距離徒歩者の数を予測した。

〈帰宅困難者予測結果〉

市町村	帰宅困難者					
	県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
甲府市	4,673	301	4,974	2,310	941	3,251
富士吉田市	1,443	193	1,636	383	197	580
都留市	1,318	172	1,490	347	302	649
山梨市	1,703	235	1,937	145	32	177
大月市	1,125	198	1,323	381	54	435
韮崎市	1,600	211	1,811	262	7	269
南アルプス市	3,501	498	3,999	369	14	383
北杜市	1,351	272	1,623	968	217	1,186
甲斐市	3,487	374	3,861	207	64	271
笛吹市	2,849	396	3,245	343	5	348
上野原市	379	178	556	851	895	1,747
甲州市	1,599	297	1,896	115	31	146
中央市	1,548	208	1,756	206	94	300
市川三郷町	850	130	979	98	-	98
早川町	36	12	47	15	-	15
身延町	723	98	821	278	18	296
南部町	350	86	436	224	-	224
富士川町	940	129	1,068	45	-	45
昭和町	798	83	880	263	4	267
道志村	95	19	114	12	-	12
西桂町	276	30	306	9	-	9
忍野村	234	44	278	234	-	234
山中湖村	181	36	217	129	-	129
鳴沢村	140	27	167	45	-	45
富士河口湖町	885	132	1,018	254	52	306
小菅村	8	3	11	29	-	29
丹波山村	6	3	8	13	-	13
合計	32,096	4,363	36,459	8,537	2,929	11,465

5 災害シナリオの想定

実施した被害想定のうち、南海トラフの巨大地震の被害想定結果に基づき、地震発生後の全体像を把握するため、各種被害や対応・対策の実施、復旧状況等について、時系列的にまとめた災害シナリオを作成した。

(1) シナリオ構成

シナリオの縦軸を対応項目別に分け、横軸は時間経過に分け、復旧期として1年までを想定範囲とした。

(2) 自然現象（災害）

地震や地震による地盤災害の状況以外に自然現象についても定性的に記載した。

(3) 物的被害

建物や人的被害、ライフラインなどの被害状況と、地震発生後の各種機能支障について被害の様相を記載した。

(4) 災害対応

災害応急体制、医療等の対応と避難所、物資等の避難生活や生活支障に関する様相を記載した。

(5) 共働き世帯・単身高齢者向けシナリオ

上記(1)～(4)は行政向けのシナリオであるが、これとは別に県民の視点でのシナリオの例を作成した。

災害シナリオは災害発生時の“想像力”と“気付き”および実践行動力の向上と今後の地震防災対策の検討に資することも目的として作成している。

6 本計画における目標

地震被害想定調査により被害予測が具体的な数値として示された。
これらの数値を今後の地震防災対策の目安として、これに対応できる計画とする。

7 地震防災対策の課題と提言

今後の対策として、普及啓発、防災備蓄、耐震化などの予防対策、消防運用、避難、応急住宅などの応急対策、そして復旧復興対策などこれらの対策の前提又は基礎資料としての想定結果をもとに、地震発生時における「減災」の観点から、県民の防災意識の啓発と防災関係機関に対して訴えていくべき防災対策推進上の重点としての課題と今後の地震防災対策への提言について整理した。

(1) 全体

- ① 優先順位を付けた普及啓発活動
- ② 県民防災意識調査による対策現状の把握と、目標設定・進捗管理を意識した対策の実践
- ③ 需給ギャップ対策等の具体化
- ④ 大規模地震災害時のシナリオの具体化と対策の検討

(2) 地震動・液状化・斜面崩壊

- ① 余震に対する配慮
- ② 液状化対策の促進
- ③ 急傾斜地等対策の促進

(3) 建物

- ① 耐震改修、建て替えの促進
- ② 公共建築物の耐震化
- ③ 落下物の飛散防止

(4) 地震火災

- ① 電気火災への対策
- ② 水利の設置促進

(5) 交通施設（道路・鉄道施設）

- ① 橋梁等の耐震化及び液状化対策の促進（道路・鉄道）
- ② 道路啓開体制の整備
- ③ 斜面崩壊危険箇所の地震対策の推進（道路・鉄道）
- ④ 隣接都県との連携（道路）

(6) ライフライン

- ① 上水道施設の耐震化等
- ② 都市ガス施設の耐震化等
- ③ LPガス設備の耐震化等
- ④ 電力施設の耐震化等
- ⑤ 電話等通信施設の耐震化等
- ⑥ 下水道施設の耐震化等

(7) 人的被害及び生活支障

- ① 人的被害軽減、救出救助・医療救護対応
 - ア 防災意識の高揚
 - イ 建物の耐震化の促進
 - ウ 家具転倒防止対策等家庭内対策の強化
 - エ ガラス落下飛散防止対策の促進

- オ ブロック塀の転倒防止対策及び外壁等の落下防止対策の促進
- カ 高齢者等要配慮者への対応
- キ 死傷・生き埋めを軽減させるための安全空間の確保
- ク 救助活動に係る重機の整備、連携体制の整備
- ケ 医療機関における医療機能の確保
- コ 避難所等での医療ケア体制の充実
- サ 後方搬送等応援体制の整備
- シ 自宅や地域等での応急手当に関する普及啓発
- ス メンタルケアの体制検討
- ② 滞留者・帰宅困難者対策
 - ア 普及啓発の推進
 - イ 情報提供体制の推進
 - ウ 観光客等のための避難所や食料等の確保
- ③ 避難所対策
 - ア 耐震化された避難所の指定と最適配置
 - イ 移り変わる避難者のニーズへの対応
 - ウ 情報対策
 - エ 医療対策
 - オ トイレ問題
 - カ プライバシー対策
 - キ 要配慮者対策
 - ク 避難所間の格差
 - ケ ペット問題
- ④ 住宅対策
 - ア 応急危険度判定等の迅速な実施
 - イ 応急住宅等の確保
 - ウ 地域コミュニティの維持に関する住宅対策の検討
 - エ 高齢者の住宅の自立再建支援策の検討
- ⑤ 緊急物資等確保対策
 - ア 公的備蓄・調達の実施
 - イ 家庭内備蓄の促進
 - ウ 給水車、給水タンク等の整備
 - エ 調達物資の輸送に関する協定
- ⑥ 清掃・衛生対策
 - ア 各処理施設等の耐震化
 - イ 適切なし尿処理対応の方法に関する県民への広報
 - ウ 仮設トイレの備蓄・調達
 - エ 適切なごみ処理対応方法の県民への広報
 - オ 瓦礫解体撤去方法等の明確化

第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法により、本県の市町村がそれぞれの地震の対策地域に指定された。

県ではこれまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づく地震防災対策を平素から進める。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域（東海地震防災対策強化地域も同様の市町村）

小菅村、丹波山村を除く 25 市町村

(2) 首都直下地震緊急対策区域

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 14 市町村

第2章 災害予防計画(平常時の対策)

第1節 地震に強い県土づくりの推進

1 事業計画

- 県及び市町村は、地域の特性に考慮し、地震に強い県土づくりに努める。
- 地震に強い県土づくりを進めるにあたっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、令和5年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

(1) 地震対策緊急整備事業

- ・大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財特法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。
- ・地震財特法は、昭和55年に5箇年の時限立法として成立したが、その後延長を繰返し、令和元年度から更に5箇年、令和6年度まで延長された。
- ・本県では、地震に強い県土づくりのため、昭和55年度から35箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財特法の延長をふまえ、つぎのとおり整備を図る。

(1)地震対策緊急整備事業

事業名		実施主体	35箇年(S55-H26)整備計画	40箇年(S55-H31)整備計画	45箇年(S55-R6)整備計画
避難地		県	7箇所 241.2ha	7箇所 280.8ha	7箇所 241.2ha
避難路	街路	県・市	13箇所 5.5km	13箇所 5.5km	22箇所 15.9km
消防用施設		市町村	5,139施設	5,212施設	5,276施設
輸送緊急道路	改築	県・市町村	20路線 58箇所	20路線 58箇所	20路線 70箇所
	橋梁	県	19路線 88箇所	39路線 195箇所	39路線 197箇所
	災害防除	県	14路線 213箇所	15路線 243箇所	16路線 273箇所
福祉社会施設	木造改築	県・市町村・法人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人
	非木造改築	法人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人
	非木造補強	県・市町村・法人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人
小公立中学校	木造改築	市町村	122校	122校	122校
	非木造改築	市町村	54校	58校	61校
	非木造補強	市町村	101校	100校	99校
砂防設備		県	108箇所	185箇所	207箇所
施設保安	予防治山	県	340箇所	380箇所	380箇所
	復旧治山	県	658箇所	843箇所	843箇所
防地すべり	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	45箇所	70箇所	70箇所
	国土交通省分	県	24箇所	27箇所	28箇所
急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	184箇所	189箇所
ため池		県・市町村	37箇所	42箇所	57箇所

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画

中央防災会議が指摘した南関東直下型地震、糸魚川・静岡構造線をはじめとした、活断層に起因した地震が発生した場合、本県は全域にわたって著しい被害の発生が懸念されていることから、地震防災上緊急に整備すべき施設に関し、地震防災緊急事業5箇年計画により計画的に整備を進める。

事業名	実施主体	5箇年(R3-7)整備計画
消防用施設	市町村・組合	94箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設	山梨県	50箇所
備蓄倉庫	市町村	4箇所

(3) 防災対策事業

これまでに発生した大規模地震災害の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図るため、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、公共施設等の耐震化や重点的に実施されるべき防災基盤の整備のため、防災対策事業による整備をすすめる。

2 道路施設等の対策

道路管理者は、交通機関確保を重点に、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じているが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。

(1) 道路の整備

道路管理者は、地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路管理者は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行なう。

(3) トンネルの整備

道路管理者は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

3 河川・砂防の対策

河川・砂防等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合した施設整備を行う。

(1) 河川・砂防管理施設の整備

定期的な巡視により施設の点検調査を実施し、震度5弱以上の地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領(案)」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(2) 多目的ダム管理

安全点検調査等は常に実施し、また、ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度計が4以上又はダム堤体底部の地震計加速度が25gal以上の地震発生後は、国土交通

省「地震発生後のダム管理施設等点管検実施要領」に基づき、臨時点検を行う。
なお、点検により補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 ため池等の対策

農業用ため池のうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、関係市町村等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨対策に取り組む。

また、ため池管理者等への保安全管理に対する指導や技術的支援を行う。

5 土砂災害警戒区域対策

県は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、土砂災害警戒区域について、引き続き実態調査に努める。また、市町村は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町村等を指導する。

ア 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を予め避難対象地区として指定する。

イ 避難収容施設の指定

- ① 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等(以下「避難者」という。)を収容する施設を併せて指定する。
- ② 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。
 - a 地域の実状を踏まえ：耐震・耐火の建築物とすること。
なお、設備(電気、給排水)についても十分配慮すること。
 - b 事前避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと
 - c 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

ウ 避難路の設定

- ① 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。
- ② 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。
 - a 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
 - b 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
 - c その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

(2) 地域住民への周知

県及び市町村は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、或いは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

6 液状化災害対策

(1) 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎抗の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行う。

7 市街地の対策

(1) 危険市街地区の解消

区画整理、再開発等の事業を推進し老朽家屋、狭隘道路の解消を図る。

(2) 公園の整備

発災後の避難地としても利用できる公園の整備を図る。

第2節 大震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

県及び市町村は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

1 出火予防対策の推進

(1) 建築同意制度の効果的活用

市町村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進するものとする。

(2) 家庭に対する指導

市町村は、自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

ア 地震防災に関する知識の修得

イ 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進

ウ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具、感震ブレーカー、及び電気用品等の火災予防措置

エ 防災訓練等への積極的参加の促進

(3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため市町村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

イ 防火管理者は消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する指導を行うものとする。

ウ 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

(4) 予防査察の強化指導

市町村は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生不排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市町村は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市町村は、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 危険物取扱者に対する保安教育の推進

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質向上に努める。

(7) 消防設備士教育の推進

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期に講習を実施し消防設備士の資質向上に努める。

(8) 防火防災思想、知識の普及強化

県及び市町村は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

2 延焼予防対策の推進

(1) 初期消火体制の確立

ア 市町村は、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備するものとする。

また、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

イ 市町村は、耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

ウ 市町村は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、湖沼等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

(2) 消防力等の充実整備

ア 自治体消防力の充実整備

市町村は警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

イ 広域消防応援体制の確立

① 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

県、市町村は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

② 県は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3節 生活関連施設安全対策の推進

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

1 水道施設安全対策の推進

水道事業者は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

(1) 水道水の確保

ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

イ 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

(2) 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

(3) 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

(4) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備(自家用発電機を含む)の整備に努める。

(5) 復旧工事中資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、予め必要な復旧工事中資機材を備蓄するとともに、工事中資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

(6) 応急給水用機材の備蓄

応急給水義務者である市町村の応急給水活動を支援するため、給水タンク等の整備に努める。

2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

(1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

(2) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

(3) 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

(4) 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

(5) 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、

施設の機能保持を図る。また震災時の情報収集及び非常態勢を早期に確立するため、遠隔監視・操作機能の有効活用を図る。

- (6) 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。
- (7) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。
- (8) 緊急輸送道路の通行確保のため道路上にある下水道マンホールの液状化による浮き上がり防止対策に努める。

3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため次の予防対策を実施するものとする。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出勤体制の確立

4 都市ガス安全対策の推進

都市ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

ア 供給施設

- a 主要導管の耐震化
- b 導管網のブロック化
- c マイコンメーターの普及拡大
- d 移動式ガス発生設備の整備

イ 製造施設

- a 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置
- b 防火、消火施設の充実
- c 保安電力の確保

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

- ア 応急復旧用資機材、食糧、医療品等の確認、点検及び整備を図る。
- イ 通信施設の整備を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出勤体制の確立

(4) ガス使用者に対する周知

- ア ガス使用者への注意事項の周知
- イ 広報体制の確立

5 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進

ガス小売事業者（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- ウ 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

(2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

(3) 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

6 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- イ 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- ウ 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- エ 保安要員の確保

(2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- ア 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- イ 応急用資機材、工具類の整備

(3) 消費先の安全確保

- ア 容器転倒防止措置の強化
- イ 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- ウ 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- エ 消費者との通報連絡体制を整える。

7 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 電気通信施設の耐震化
- イ 主要伝送路の多ルート・分散化

(2) 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- ア 災害時優先電話の確保
- イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

(3) 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

(4) 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- ア 車載型衛星通信地球局
- イ 非常用移動電話局装置

- ウ 移動電源車及び可搬型電源装置
- エ 応急復旧ケーブル
- オ 特殊車両

(5) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時の出動体制の確立
- ウ 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

8 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。
 - a 橋梁の維持、補修
 - b のり面、土留の維持及び改良強化
 - c トンネルの維持、補修及び改良強化
 - d 建設設備の維持、補修
 - e 通信設備の維持

イ 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

ウ 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

(2) 防災資機材の整備

- ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- イ 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進

1 建築物の耐震計画

県及び市町村は、地震による建築物の倒壊等の被害を防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修促進計画を策定し、この計画に基づき耐震化を促進する。

(1) 一般建築物の耐震性向上

- ア 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。
- イ 建築住宅課、各建設事務所及び（一社）山梨県建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。
- ウ 無料耐震診断の実施（対象 昭和56年5月以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅）
- エ 耐震改修工事等への補助（対象 ウによる耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事等）

(2) 公共建築物の耐震性の向上

ア 県有建築物等

県は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準（以下この章において「現行耐震基準」という。）以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

（平成 27 年度末で特定建築物に該当する県有施設の耐震化率は 100%）

イ 市町村有建築物等

市町村は、「市町村耐震改修促進計画」に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

(3) 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

2 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、県、市町村は下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

3 既存建築物防災対策

(1) 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度を周知徹底することにより既存建築物防災対策の推進を図る。

(2) 対象建築物は、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。

(3) 報告の内容は、次の事項とする。

- ア 調査及び検査の状況
- イ 敷地及び地盤の状況
- ウ 建築物の外部の状況
- エ 屋上及び屋根の状況
- オ 建築物の内部の状況
- カ 避難施設等の状況
- キ 石綿を添加した建築材料の調査状況
- ク 耐震診断及び耐震改修の調査状況
- ケ 建築物等に係る不具合等の状況

(4) 定期報告制度の周知を図るため、関係団体の参加を含めた体制整備を図る。

4 地方税法に基づく課税標準の特例の活用

(1) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例

ア 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例

対象地域	当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が以下のいずれかのエリア内であること。 ①南海トラフ地震防災対策推進地域 ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 ③首都直下地震緊急対策区域
対象者	青色申告を行う法人又は個人事業者で、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等
特例の対象になる資産	①緊急地震速報装置（同時に設置する専用の報知装置を含む。） ②緊急遮断装置（①と同時に設置する場合。） ③感震装置（①②と同時に設置する場合。）

イ 特例の内容

対象資産	令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間内に取得した設備
課税標準の特例	課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税について、課税標準を2/3に減額

5 公共施設等災害予防対策

(1) 老朽建築物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に併せて改築の促進を図る。
改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。

イ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

(2) 県有施設の耐震診断

県立学校については、非構造部材の落下防止対策を引き続き実施し、避難所機能の確保を図る。

※ 県有建物の内、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号で規定する、昭和56年5月以前に着工した「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上のものについては、全ての建物で耐震性があることを確認した。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

ア 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

イ 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく

(4) 市町村公共施設の災害予防対策の推進

市町村がそれぞれの地域における公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進について県の公共施設防災計画に準じて実施するよう、助言、指導する。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市町村に対し、公立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進について、普及・啓発をする。

(5) 私立学校の耐震化の促進

県は、私立学校に対して耐震化の必要性について、周知、啓発を図るなど、児童、生徒等の安全を確保するため、耐震化を促進する。

(6) 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

(7) その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

6 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

(1) 県及び市町村は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

ア 施設の耐震化の促進

イ 緊急措置作成に対する指導

ウ 関係行政機関、関係団体との密接な連携

エ 地震防災教育、訓練の充実

(2) 事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

ア 自衛消防組織の充実強化

イ 防災資機材の整備充実

7 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 県立防災安全センター及び各地方連絡本部等の拡充

(1) 広域救援活動拠点の整備

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の啓発と防災教育のための施設であるとともに、大規模災害時の防災対策資機材や生活必需品を備蓄し、広域的な救援活動の拠点としての機能を果たす。

県立防災安全センターが、大規模災害時の拠点として機能できるよう、備蓄資機材等の内容に常に検討を加え、必要な物資を備蓄するとともに、各種訓練等で積極的に利用し、非常時に適切な運用が図れるよう努める。

(2) 地方連絡本部（地域県民センター等）

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害時に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

(3) 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

2 防災資機材の整備

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関等

「第1編 総則－第2章 災害予防計画－第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充－2 防災資機材の整備－(1)点検整備を要する主な防災資機材と保管機関」を準用する。

(2) 点検内容

ア 資機材等

・規格ごとの数量の確認 ・不良品の取替 ・薬剤等の効果測定 ・その他

イ 機械類

・不良箇所の有無及び故障の整備 ・不良部品の取替 ・機能試験の実施
・その他

(3) 市町村との連携強化

市町村の備蓄資機材等と県立防災安全センター及び各地方連絡本部の備蓄資機材等の調整を図りながら効果的な応急対策が実施できるよう、予め県、市町村、日赤等の備蓄資機材等を相互に明確にする。

3 緊急地震速報通信設備の整備

県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備の充実を図るよう努める。

第6節 広域応援体制の確立

1 県

- (1) 災害発生時には、広域的な関係機関の連携体制が必要であることから、現在、締結している相互応援協定の内容を見直し充実するとともに、全国の自治体との相互応援協定の締結に努めるなど、平常時からの連携強化を図る。
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材等の相互利用に関する応援体制の充実を努める。
- (3) 県内市町村及び消防本部間で締結している消防応援協定について、地震等大規模災害に対応できるよう内容の見直しを指導する。
- (4) 様々な災害の発生を想定し、必要な応援協定の内容等について研究を進め、市町村に対し適切は情報提供を行う。
- (5) 災害時に効果的な応援体制ができるよう、必要に応じて訓練を実施する。

2 市町村

- (1) 関東県庁所在都市間、県内市町村間で締結している相互応援協定の内容充実、具体化に努めるものとする。
- (2) 市町村長は、近隣市町村及び県内市町村による応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるものとする。
- (3) 関東近県の都市及び友好関係にある都市等との震災時の相互応援協定の締結の促進など、広域的な連携強化を図る。

3 県と自衛隊との連携体制

- (1) 県と自衛隊は、平常時から連携体制の強化とを図るものとする。
- (2) 自衛隊への派遣要請は、「自衛隊出動要請マニュアル」により要請する。

4 その他

具体的な対策は本編第3章第3節広域応援体制参照

第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

1 防災知識の普及・教育

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に県、市町村職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

(1) 県職員に対する教育

県は、「職員災害対応ハンドブック」を作成し、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

ア 地震に対する基礎知識

イ 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、警戒宣言の性格、及びこれに基づきとられる措置の内容

ウ 県が実施している地震対策

エ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識

オ 職員が果たすべき役割(職員の初動体制と任務分担等)

カ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記エ・オ、又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

(2) 市町村及び防災関係機関の職員に対する教育

市町村及び防災関係機関は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

なお、県は、必要に応じて、研修会等への支援を行うものとする。

ア 地震に対する基礎知識

イ 東海地震と地震予知、警戒宣言、南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達

ウ 各機関が実施している地震対策と課題

エ 地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識(職員の動員体制、任務分担等)については、年度当初に職員に周知徹底する。

オ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

(3) 住民に対する防災知識の普及・教育

県及び市町村は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

ア 啓発の方法

- ① 広報紙の活用、ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布
- ② ハローページ（N T T電話帳）を活用した「レッド・ページ」の作成
- ③ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ④ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- ⑤ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導
- ⑥ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

イ 啓発の内容

- ① 東海地震、南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
- ② 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ③ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報の性格及び、情報の正確な入手方法
- ④ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- ⑤ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ⑥ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等、平常時における準備
- ⑦ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ⑧ 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ⑨ 過去の災害に係る教訓

(4) 幼児、児童、生徒等に対する教育

県及び市町村は、幼児、児童、生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

(5) 自動車運転手等に対する防災知識の普及

県警察は、自動車の運転手及び使用者に対し、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、南海トラフ地震に関連する情報における自動車の運行措置について、運転免許更新時等の機会に防災教育を実施する。

(6) 防災関係機関による防災知識の普及

鉄道、通信、高速道路、電力、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図るものとする。

(7) 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に

努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

国〔内閣府、経済産業省等〕、地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

(8) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、

- ① 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる
 - ② 道路が遮断され、消防活動等が困難になる
 - ③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される
 - ④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる
- 等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況のなかで、被害の防止や軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要となる。そこで県及び市町村は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進する。

(1) 自主防災組織の構成及び活動

ア 構成と災害時の活動

自治会、町内会、地区等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するか、概ね次のとおりとする。また、自主防災組織への女性の参画の促進に努める。

会	総務班	全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握
	情報班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
長	救出・救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
	給食・給水班	飲料水、非常食品の確保、炊き出し

イ 平常時の活動

地域防災リーダーを中心に、防災知識の普及、防災訓練、地域の危険物の点検、災害危険箇所の調査、防災資機材の備蓄、防災倉庫の整備、防災マップの作成・配布等

を行い、地域の防災力の向上を図る。

(2) 県及び市町村の指導

ア 県と市町村とは連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

イ 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

ウ 市町村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

エ 市町村は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

第8節 災害ボランティア活動環境の整備

阪神・淡路大震災において、災害ボランティアの活動が地震災害の軽減に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

災害ボランティアは、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

現在、山梨県社会福祉協議会及び日本赤十字社山梨県支部において、災害ボランティアの育成が行なわれているが、引き続き山梨県社会福祉協議会や山梨県ボランティア協会等との連携のもと育成強化に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、その活動環境の整備を図る。

また、県は、市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努めるとともに、平常時の登録、研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、市町村社会福祉協議会等との連携を強化していくとともに、県災害救援ボランティア本部の運営本部体制を構築する。

なお、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割を次のとおりとする。

1 県

山梨県災害救援ボランティア本部運営に対する支援

2 山梨県社会福祉協議会

- (1) 山梨県災害救援ボランティア本部の設置運営
- (2) 市町村社会福祉協議会との連絡調整
 - ・市町村災害ボランティアセンターの組織整備支援
- (3) ボランティアの総合受付、連絡調整
 - ・市町村社会福祉協議会支援を通じた県内のボランティア養成と登録
 - ・ボランティアに対する被災地ニーズの連絡調整
- (4) 被災地の災害状況等の情報提供
- (5) ボランティア活動に関する連絡調整
 - ・コーディネーターの養成と登録
 - ・災害救援ボランティアのネットワークづくり

3 山梨県共同募金会

- (1) 義援金の募集

4 日本赤十字社山梨県支部

- (1) 災害ボランティアの登録・研修
- (2) 災害ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成
- (3) 義援金の募集

5 山梨県障害者福祉協会

- (1) 障害者団体の連絡網の整備

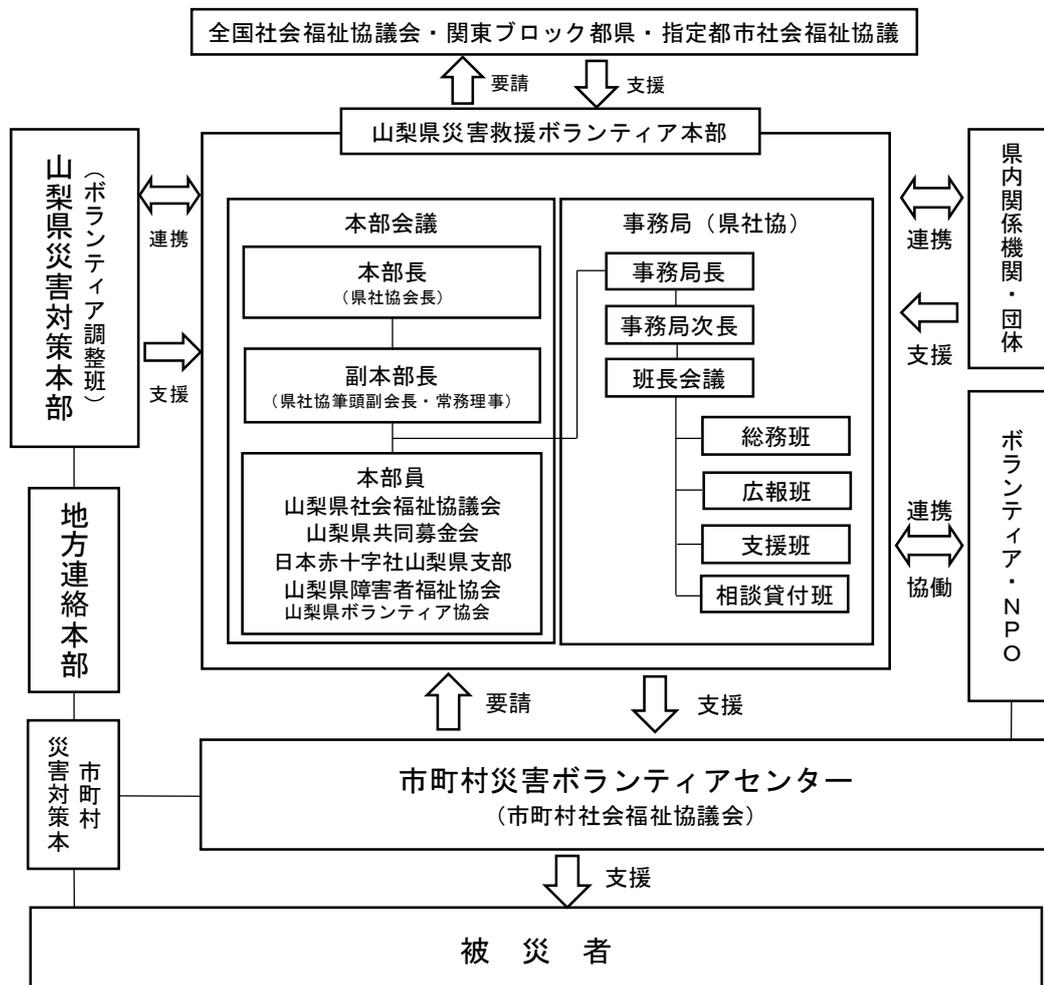
6 山梨県ボランティア協会

- (1) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり

<災害時には>

- (2) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等）
- (3) ボランティア・NPOのコーディネートなどの支援
- (4) 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携

山梨県災害救援ボランティア本部組織



第9節 防災訓練の実施

県は、国、周辺都県、市町村、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と連携して、次のような訓練を実施し、東海地震を含む南海トラフ地震、南関東地域直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震などに対して万全を期す。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

さらに、随時図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

1 総合防災訓練(南海トラフ地震)の実施

中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、南海トラフ地震に関連する情報の発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な

総合訓練を実施し、国、県、市町村、各防災関係機関、自主防災組織等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

(1) 実施日 9月1日を中心とする「防災週間」中、等

(2) 訓練項目

南海トラフ地震臨時情報から地震発生後の各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策の実施。

- ・南海トラフ地震臨時情報などの関係部局、地域県民センター、市町村及び防災関係機関への伝達訓練
- ・地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練
- ・県各部局、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

2 山梨県地震防災訓練(南海トラフ地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のように突発的に発生する直下型地震等を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の実施、また防災関係機関による実動訓練等を中心とした地震防災訓練の実施。

(1) 実施機関等 県、市町村、防災関係機関、自主防災組織

(2) 実施時期 10月下旬～11月

(3) 訓練項目

突発的に発生する地震等に対する初動体制の確立、被害状況等各種情報の収集伝達、各種災害応急対策の実施、発災時に県各部局、出先機関、市町村及び防災関係機関等がとるべき応急対策の実施

- ・初動体制職員の非常参集、情報の受伝達訓練
- ・ヘリコプターによる上空偵察、幹部職員の緊急移動訓練
- ・防災行政無線を活用した市町村、県各出先機関との被害状況等の情報収集、伝達訓練
- ・県各部局による被害状況の報告と、災害応急対策の実施運営訓練
- ・通信衛星などを活用した広域的な応援要請実施訓練
- ・被災地の状況に迅速に対応するための現地災害対策本部の設置運営訓練
- ・防災関係機関等による応急復旧などの実動訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

3 山静神合同防災訓練

山梨県、静岡県、神奈川県が協力し広域応援活動を円滑に実施するとともに、相互の情報受伝達体制の確立、関係防災機関と連携した災害応急対策に習熟するための地震防災訓練を実施する。

(1) 実施機関等 山梨県、静岡県、神奈川県、市町村、防災関係機関

(2) 実施時期 1月中旬

(3) 訓練項目

初動体制の確立、被害状況の把握と情報受伝達、広域応援体制の確立、関係機関の災害応急対策の調整の実施等

- ・通信衛星を利用した三県の情報受伝達訓練
- ・通信衛星を利用した三県の広域応援要請訓練
- ・各県による三県の被災地への道路啓開訓練
- ・陸上と航空による三県の物資等輸送訓練
- ・連携した災害応急対策を実施するための合同調整所の設置運営訓練

4 個別防災訓練

県は市町村及び防災関係機関、自主防災組織等と連携し、重点的に実施する必要のある項目について、個別防災訓練を実施する。

(1) 職員の動員、本部運営訓練

- ・勤務時間外における突発地震の発生を想定し、予め指名されている初動体制職員による非常参集及び、情報の収集伝達、本部体制の確立訓練
- ・勤務時間外に東海地震に関連する情報が発表されたことを想定し、職員の非常参集、防災関係機関等への情報等の伝達訓練

(2) 情報の収集伝達訓練

- ・防災行政無線を活用した
 - a 市町村→県出先機関→各部局幹事課→県本部
 - b 市町村→地方連絡本部→県本部等の様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- ・初動体制職員による情報の収集伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

- ・緊急輸送道路確保のため、県警と連携をとりつつ実施

(4) 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

- ・特定の地域県民センター管内において、市町村と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難指示の実施、また消防団等による消防相互応援等を含む訓練

5 非常通信訓練

県は、市町村及び関東地方非常通信協議会と協議し、有線途絶の事態に備えて非常通信訓練を実施する。

第10節 要配慮者対策の推進

1 社会福祉施設対策の推進

県及び市町村は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる要配慮者であることから、予防査察等の機会を利用して次の対策を指導する。

(1) 防災設備等の整備

施設の災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備え、非常食糧等の備蓄を3日分程度行う。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(2) 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、予め地震防災応急計画に基づき、地震防災対策委員会及び地震防災活動隊を組織し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に夜間は悪条件が重なることから、予め消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

また、市町村との連携のもと、近隣住民やボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を、年2回以上実施する。

2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

本編第2編第2章第12節2「在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策」参照。

3 外国人及び観光客対策

本編第2編第2章第12節2「在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策」参照。

4 乳幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にし、幼児、児童、生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 応急、活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

- ① 地震災害発生時の行動マニュアル
発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児児童生徒の生命と身体の安全を確保する。
- ② 学校の地震災害対策組織
多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。
勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう予め災害対策応急要員を指名する。
電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。
- ③ 幼児児童生徒の安全対策
在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策を予め明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。
- ④ 教育活動の再開に向けて
学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児児童生徒及び教職員の安否確認を行い早期に教育活動が再開できるよう努める。
- ⑤ 避難所としての学校の対応の在り方
学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市町村の防災関係機関等と連携して避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

(2) 地震に関する防災教育

幼児、児童、生徒等への地震に関する防災教育を次により推進する。

- ① 児童生徒に対する地震に関する防災教育の基本的な考え方
状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。
- ② 地震防災に関する教職員の研修のあり方
災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

- ③ 地震に関する防災教育の指導内容の概要
- ・各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
 - ・防災ボランティア活動の進め方
 - ・応急救護、看護の実践的学習
 - ・防災訓練のあり方
 - ・地域への理解、家庭や地域との連携

第11節 調査研究の推進

1 被害想定等調査結果

本県では、地盤地質調査等を実施するとともに、関東地震、東海地震等が発生したときの被害想定調査を実施してきたが、その経過は次のとおりである。

昭和49年	「山梨県地震災害予想(市分)」	関東地震を想定した調査
昭和50年	「山梨県地震災害予想(町村分)」	関東地震を想定した調査
昭和52年	「山梨県地盤液状化予想調査」	盆地部中心の調査
昭和55年	「山梨県における東海地震による震害予想調査」	東海地震を想定した調査
昭和55年	「山梨県地盤地質調査」	昭和52年の調査に地質住伏図、卓越周期分布等を加えたもの
平成3年	「山梨県地震防災対策基礎調査」	東海地震、関東地震、県東部地震を想定した調査
平成6年	「山梨県地震防災対策基礎調査」	南関東直下型地震を想定した調査
平成7年	「山梨県地震被害想定調査」	東海地震、南関東直下型地震、活断層に起因する地震を想定した調査
平成13～15年	「甲府盆地地下構造調査」	甲府盆地の堆積状況と地震波の伝播特性を調査
平成17年	「山梨県東海地震被害想定調査」	東海地震を想定した調査
令和3～5年	「山梨県地震被害想定調査」	南海トラフ地震、首都直下地震、活断層に起因する地震を想定した調査

2 今後の課題

(1) 被害想定調査の実施

地震防災対策を推進するうえで、被害想定は対策の課題等を明確にするうえで非常に有効である。

(2) 分りやすい資料の作成

過去の調査結果等を分りやすく、また利用しやすい資料として編集し、各部局等での各種防災対策の推進にあたっての参考資料として活用できるようにする。

また、過去の地震被害等について、児童生徒等に利用できる教材化など、様々な利用方法について検討を進める。

第3章 地震災害応急対策

地震災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1義的には市町村があたり、県は、広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

また、県の対応能力を越えるような大規模災害のときには、国に対し応急対策の支援要請をする。

県が実施する応急対策は、本章による。

なお、災害広報、水防計画、消防対策、交通対策、医療対策、災害援助法による救助・救援対策、公安警備計画、民生安定事業については、一般災害編による。

第1節 応急、活動体制

1 県本部

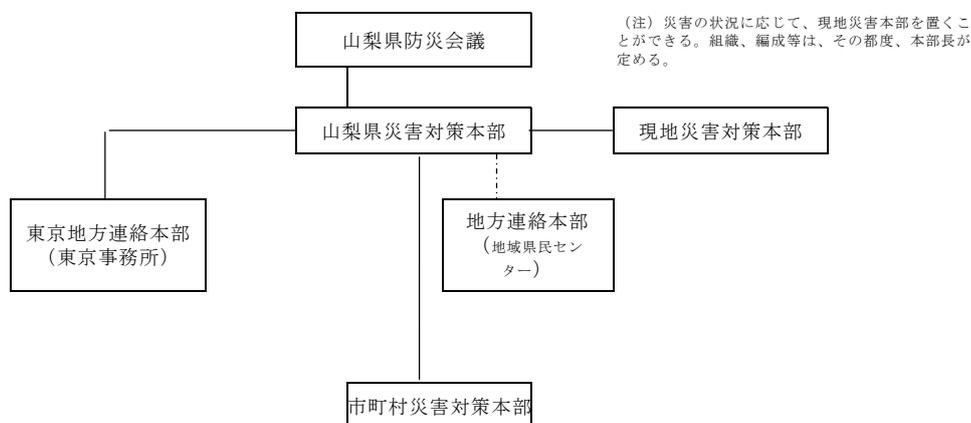
(1) 設置基準

災害対策基本法第23条第1項に基づき、地震発生時等において知事が県本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

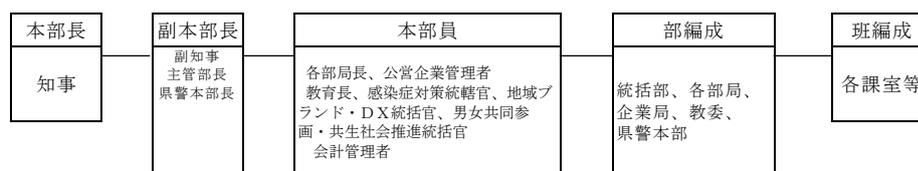
- ア 震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき
- イ 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき
- ウ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- エ その他、本部長が必要と認めたとき

(2) 県災害対策本部の概要

ア 組織系統



イ 県本部の編成



ウ 地方連絡本部の編成



地方連絡本部の活動は、県本部の活動の開始と同時に開始する。

エ 東京地方連絡本部

東京地方連絡本部は、国会及び関係省庁又は他都道府県との連絡、その他関係事項の円滑な処理にあたる。本部長は、東京事務所長があたる。

オ 県本部の設置場所

県本部は、特別のとき(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館4階に設置する。なお、防災新館被災時には、被災状況の軽微な最寄りの地方連絡本部に設置する。

カ 地震発生時の応急活動体制は別に定めることとする。

キ 動員の伝達及び配備

職員は「職員災害対応ハンドブック」に従い、迅速に行動するものとする。

① 勤務時間内における動員

知事は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。

各部局長は、所管する出先機関へ伝達する。

庁内放送が使用できないときは、直接、各部局長へ動員の伝達を行う。

② 勤務時間外における動員

各所属長は、予め勤務時間外における職員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も予想し、職員は、配備基準に該当する災害情報を覚知したときは、自己の所属、又は予め指定された場所に自主的に参集する。

参集に3時間以上を要する場合は、自己所属に安否について連絡し、所属長の指示に従うこととする。

③ 初動体制職員

勤務時間外に発生する大規模地震に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、統括部長(防災局長)は初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図ることとする。

初動体制職員は、地震にかかる次の場合において、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行う。

a 震度6弱以上の大規模地震が発生したとき

b その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき

初動体制職員の分掌業務等については、別途定めることとする。

(3) 現地県本部の設置

ア 県本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地県本部を設置する。

イ 現地県本部に現地県本部長及び現地県本部員その他の職員を置き、県本部副本部長、県本部員その他の職員のうちから県本部長が指名する者を持って充てる。

ウ 現地県本部は、県本部長の特命事項を処理し、地方連絡本部と連携して、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

エ 現地県本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、県の庁舎、市町村の庁舎、学校、公民館等公共施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、次の方法により部、班等相互に応援を行う。

ア 県本部内における応援は、当該部内の班相互の応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは県本部長に要請する。

- イ 地方連絡本部内における応援は、地方連絡本部長から県本部長に要請する。
- ウ 県本部と地方連絡本部相互で応援を必要とするときは、県本部長に要請する。

(5) 市町村庁舎被災時等の情報収集

災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

ア 被災市町村等への職員派遣

災害対策本部において職員等を市町村に派遣し、情報の収集に努める。

イ 消防防災ヘリコプター

本節2に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

ウ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

(6) 県災害警戒本部

防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

ア 設置基準

県災害対策本部活動要領により、地震発生時等において、防災局長が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ①震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき
- ②南海トラフ沿いでM7の地震が発生した場合で、県内震度4以下の地震の観測
- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ④その他、防災局長が必要と認めたとき

2 消防防災ヘリコプター

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県・新潟県・群馬県、及び静岡県、並びに埼玉県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」の締結により、運航不能期間の体制整備を図った。

(1) 防災ヘリコプター緊急運航基準

ア 基本要件

消防防災ヘリコプター緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- ① 公共性 災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
- ② 緊急性 差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
- ③ 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資器材人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

イ 緊急運航基準

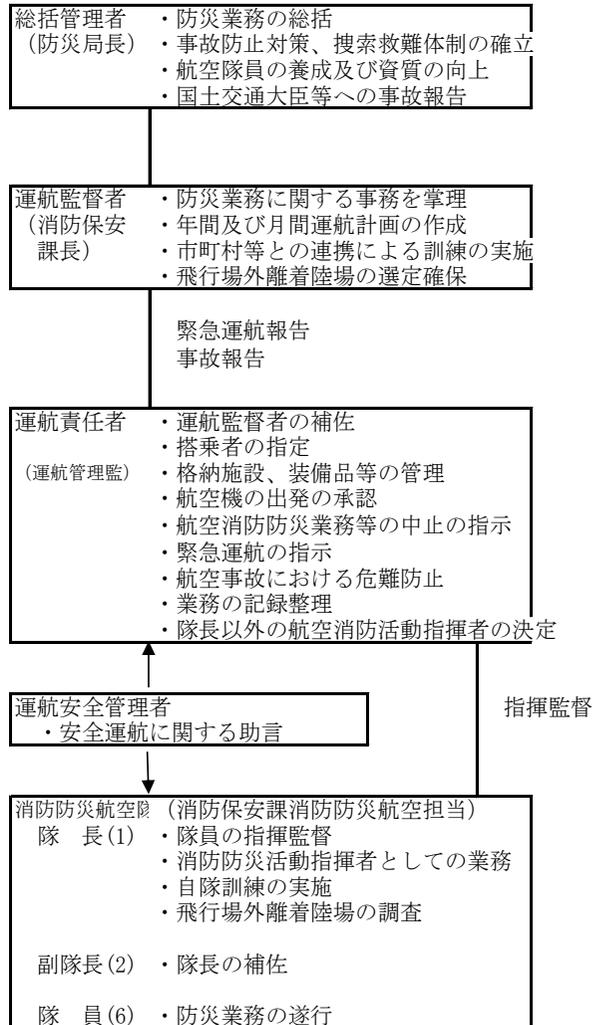
消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

① 災害応急対策活動

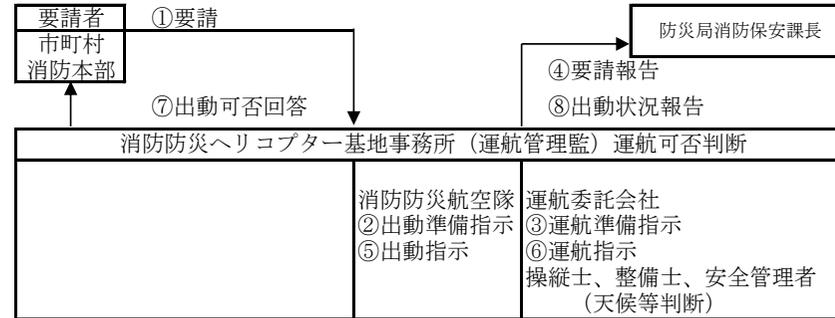
- a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合

- c 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
 - d その他、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合
- ② 火災防ぎょ活動
- ア 同時多発火災時等において、地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
 - イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
 - ウ その他、防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- ③ 救助活動
- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
 - イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
 - ウ その他、防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合
- ④ 救急、活動
- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
 - イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

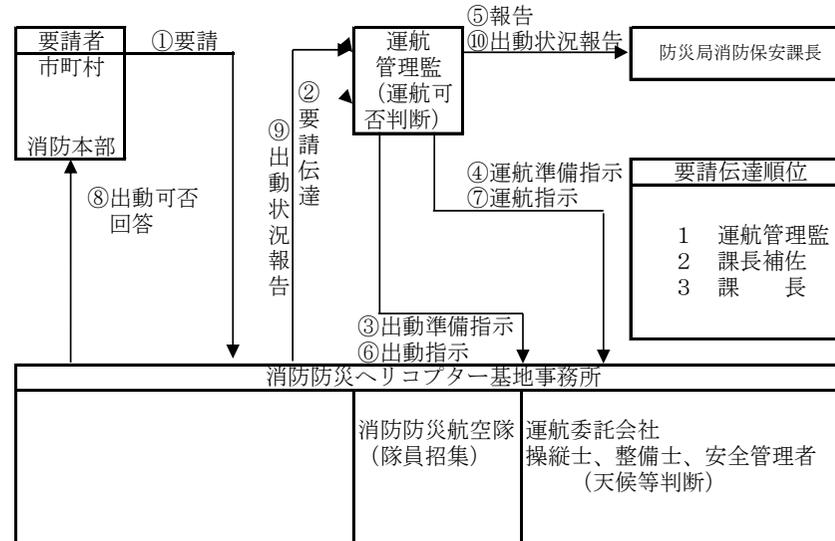
山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー



1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

第2節 地震災害情報の収集伝達

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報(震度、震源、長周期地震動階級、規模、余震の状況等)や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。このため地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 異常現象発見時の通報、伝達

- ・災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた市長村長又は警察官はできるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに関係機関に伝達するものとする。
- ・地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等へ通報が殺到したとき、市町村長は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

2 地震に関する情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

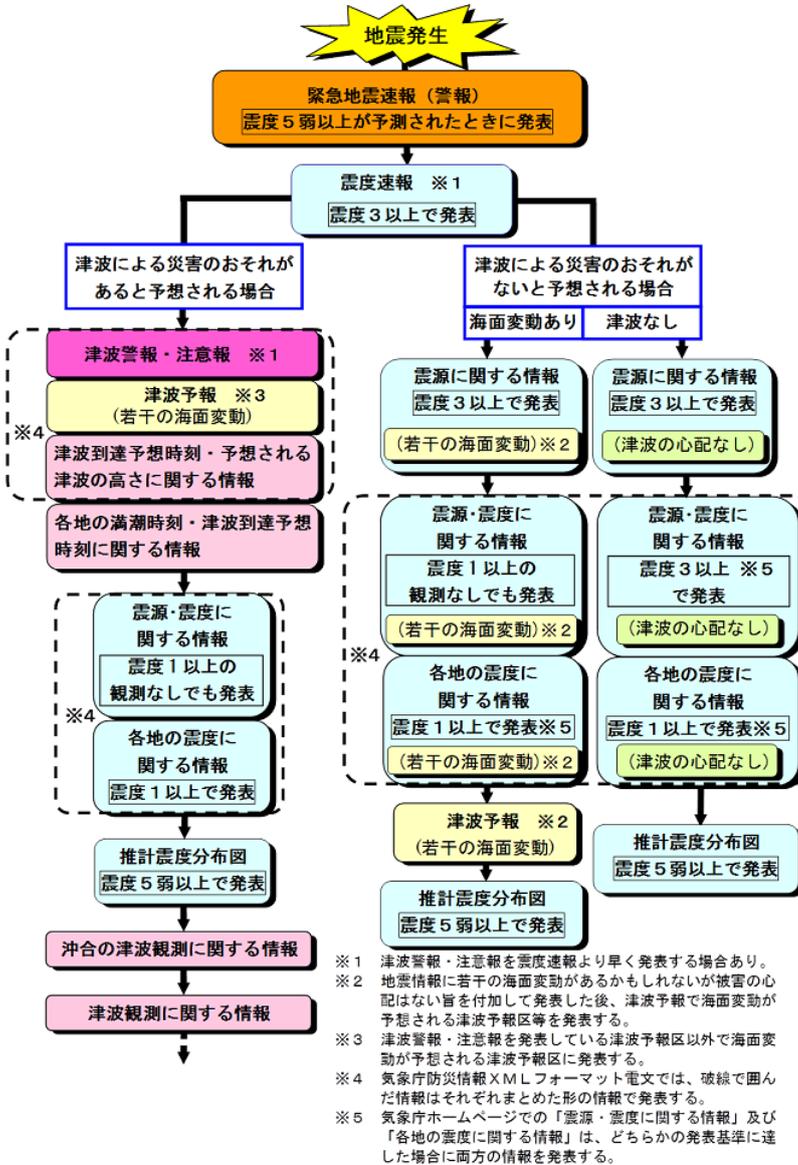
ア 甲府地方気象台が発表する地震情報の種類、発表基準、内容について

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報警報を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合 	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>国外で発生した地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

イ 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報



ウ 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名の後に付記する。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

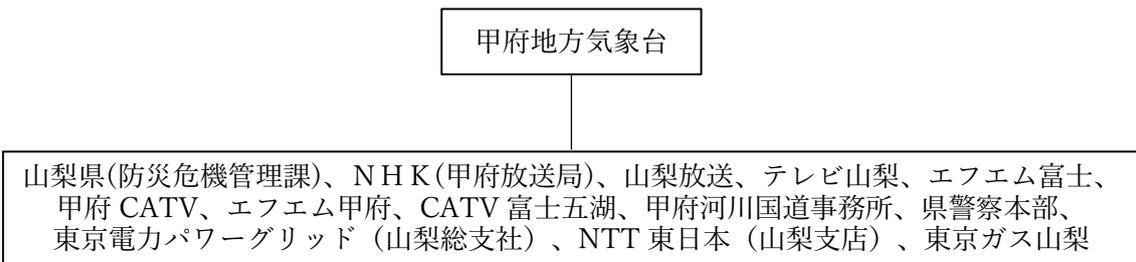
(2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化（注4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

	調査終了	○ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
--	------	--

- (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- (注2) モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M 6.8 以上の地震から調査を開始する。
- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度 (24 時間など、一定時間でのひずみ変化量) についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎 (体積ひずみ計)、成分毎 (多成分ひずみ計) に設定されている。具体的には、
 レベル 1 : 平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定。
 レベル 2 : レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定。レベル 3 : レベル 1 の 2 倍に設定。
 「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。
- (注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部 (30～40km) では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じよう場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり (長期的ゆっくりすべり) の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- (注6) 断層のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

エ 伝 達 先



(注) 甲府地方気象台及び県(防災危機管理課)から関係機関への伝達手段は、一般災害編「第 3 章、第 2 節、1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達(1)甲府地方気象台が発表する予報・警報 カ、ク」と同様とする。

(2) 地震解説資料

山梨県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(3) 緊急地震速報

気象庁は、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(4) 放送機関による放送

ア 放送機関は取材した事項及び防災関係機関から依頼のあった事項を放送する。

イ 放送する事項は次のとおり

- ・災害発生状況
- ・道路通行状況
- ・公共交通機関運行状況
- ・ライフライン状況
- ・生活必需品、医療品等供給状況
- ・公共施設運営状況
- ・社会秩序保持のための必要事項

(5) 県として直ちに実施する伝達事項

県は、防災行政無線により次の事項を伝達する。

ア 地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）

イ 地震防災応急対策の指示

（例）「市町村、防災関係機関は、同報無線、有線放送、広報車等で次の事項を徹底して下さい。

- ① 自主防災組織を直ちに稼働させること
- ② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること
- ③ 電話の使用を制限すること
- ④ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること
- ⑤ 被害の発生は、区長等を通じて市町村に報告すること」等

(6) 市町村による住民への伝達

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3 被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

- ・総合防災情報システムにより被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。
- ・被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。
- ・各通信手段の利用方法については、平常時より利用方法について習得しておく

(2) 被害規模の早期把握のための活動

ア 県が行う情報収集

- ・県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容された負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

震度5弱以上の地震が発生したとき、県は直に消防防災ヘリコプターを出動させ、テレビ電送による映像により被害情報を収集する。

(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。
ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、市町村は消防庁に直接報告するものとする。
- ・市町村等は、早期に被害規模を把握するため、必要に応じて、ドローン等を活用した被災住家等の特定や、住民基本台帳等を活用した安否不明者に係る名簿の作成等を、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- ・県は、救助活動を迅速かつ円滑に行うために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努めるものとする。
- ・市町村は消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- ・県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

本編第2編第3章第2節3(4)被害情報の収集・連絡と同じ。

(5) 報告の種類・様式

ア 県・市町村

本編第2編第3章第2節3(6)報告の種類・様式と同じ。

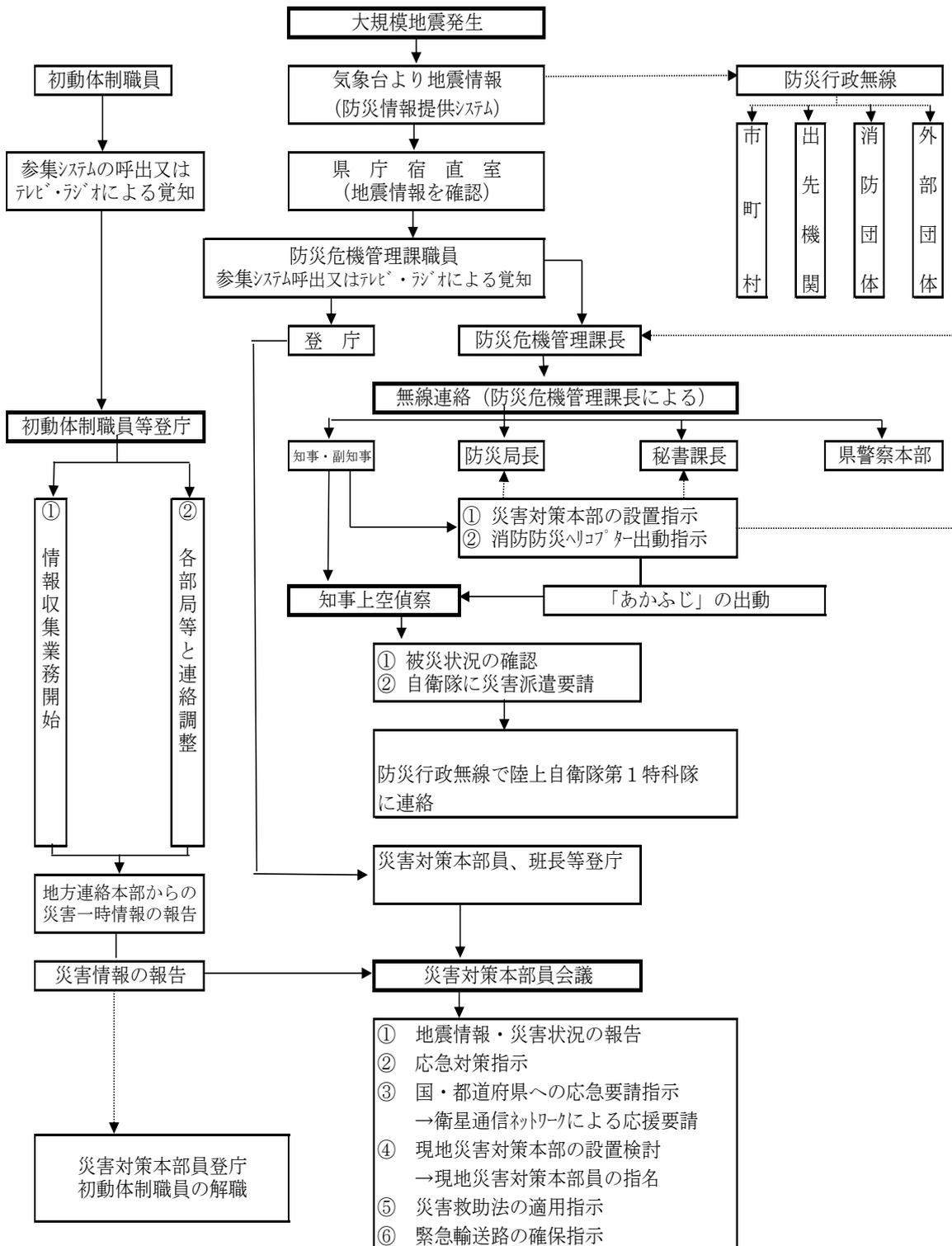
イ 他の法令に基づく被害報告

- ① 消防組織法に基づく火災報告(防災危機管理班)
- ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(健康増進班、医務班)
- ③ 国土交通省通達に基づく水道の被害報告(衛生業務班、下水道班)
- ④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
- ⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
- ⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
- ⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
- ⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
- ⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)
- ⑩ 公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
- ⑪ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
- ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

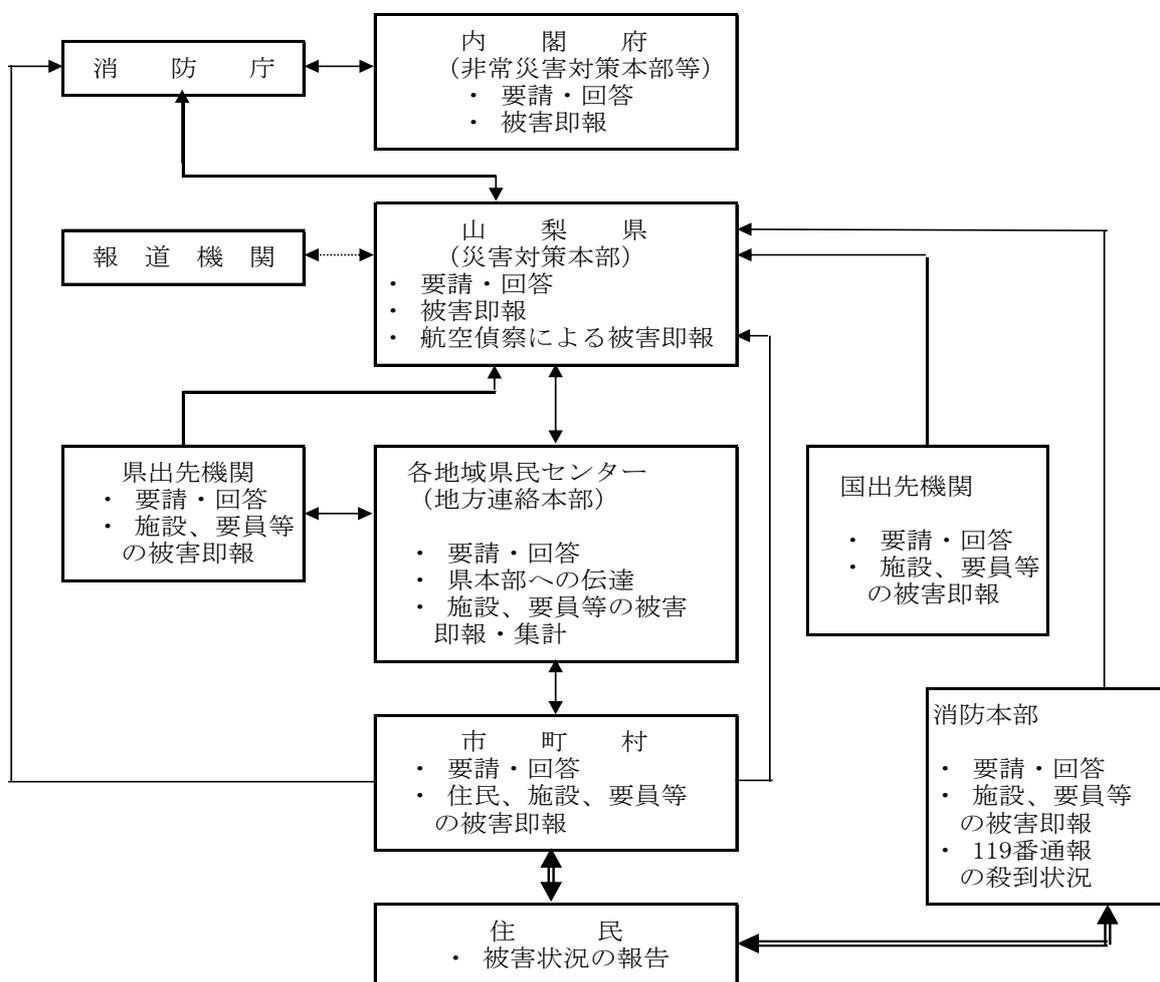
4 勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制

(1) 予知不可能な地震（首都直下地震、活断層に起因する地震）

※ 震度6弱以上の大規模地震が山梨県内で発生したとき



発災直後の情報の収集・伝達フローシート



第3節 広域応援体制

1 知事の応援要請

(1) 指定行政機関等に対する応援要請

知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。

(災害対策基本法第70条第3項)

(2) 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請する。

(災害対策基本法第74条)

(3) 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、応援又は災害応急対応を実施する。この場合、知事は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとする。

(災害対策基本法第 68 条)

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(災害対策基本法第 72 条)

ウ 知事は、市町村長が災害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告出来ない場合は、県職員を派遣して、必要な情報の収集を行う。

(災害対策基本法第 53 条第 6 項)

(4) 内閣総理大臣に対する広域応援要請

知事は、(2)の規定による他の都道府県知事への広域応援要請、及び(3)イの規定による市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、これらを補完するために内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第1項)

(5) 内閣総理大臣からの要請に伴う他の都道府県等に対する応援

知事は、内閣総理大臣より災害発生都道府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援について求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第2項及び4項)

2 市町村長の応援要請

(1) 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。

(災害対策基本法第 68 条)

(2) 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、関東町村会を構成する各都県町村会で締結した「災害時における相互応援に関する協定」、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村等に対し応援を要請する。

(3) 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

市町村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。

(災害対策基本法第74条の2第4項)

3 消防の応援要請

(1) 大規模災害時における緊急広域消防応援協定

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。

県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等の消防の広域応援を要請する。

広域航空応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号消防庁次長通知)により行うものとする。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

本編第2編第3章第1節7「自衛隊災害派遣要請の概要」に同じ。

5 応援要請の方法等

本編第2編第3章第1節4「広域応援体制」による。

6 広域一時滞在

本編第2編第3章第1節5「広域一時滞在」による。

第4節 通信の確保

1 通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も利用できるが、平常時から災害時における多ルートの通信の確保に努めるものとする。

(1) 県と国及び他都道府県との通信手段

県庁と消防庁とは消防防災無線、国土交通省とは国土交通省無線、内閣府とは中央防災無線により通信手段を確保している。

災害時には、これらの回線を利用して、消防庁、国土交通省及び内閣府との情報交換を行う。

なお、回線の利用方法は、「山梨県防災行政無線利用の手引き」（以下「手引き」という。）による。

また、自治体衛星通信機構の通信衛星「スーパーバード」を使用した衛星回線でも消防庁及び他都道府県との通信が可能である。

(2) 県と県内防災関係機関との通信手段

県庁と合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

県庁と各市町村は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

また、防災関連機関(山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関)へも260MHZデジタル無線を使用し通信を確保している

災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。

さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を搭載した移動無線車を配備し回線の確保を図る。

(3) NTTの措置

ア 非常・緊急通話

災害発生時の非常事態又は緊急事態に、防災関係機関等が、救援、交通、通信、電力の確保、復旧や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話を、災害時優先電話からダイヤルすることにより、優先的に通信を利用することができる。

イ 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

ウ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。

エ 電源の確保

長時間停電に備え、各事業所に予備発動機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

(4) 他の機関の通信施設の利用

加入電話、防災行政無線等が使用不能となったときは、警察、水防、消防、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用する。

(5) 非常通信協議会の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

ア 非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は200字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

イ 非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、県本部活動上の必要なもの等

(6) 放送の要請

知事又は市町村長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき又は普通の通信方法では間に合わないときは「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号	申込窓口
NHK（甲府放送局）	S58. 7. 1		NHK（甲府放送局）
山梨放送	S58. 7. 1		山梨放送
テレビ山梨	S58. 7. 1		テレビ山梨
エフエム富士	H2. 2. 28		エフエム富士

2 防災行政無線移動系システムの運用

災害発生時においては、移動系システムを利用して各地の被害情報の収集を行う。

3 通信の運用と統制

山梨県防災行政無線の管理・運用は、「山梨県防災行政無線網関係規程集」に基づき行う。

統制管理者は、災害時において緊急通信を行うとき、その他特に必要と認めるときは通信の統制を行う。通信管理者は、統制管理者の命に基づき各無線局の無線従事者に指令を発する。無線従事者は、その命により通信統制を行う。

4 気象情報の配信について

気象情報は、甲府地方気象台から配信される各種気象情報を受信し、防災行政無線回線等により、市町村、消防本部、消防防災機関等に配信する。

5 アマチュア無線の活用

大規模地震等による大災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、アマチュア無線連盟との協定によりアマチュア無線の活用を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱い

や運用について検討に努めるものとする。

- ・平成10年8月25日、社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」を締結

6 インターネットシステムの運用

山梨県ホームページ等インターネットによる情報提供を行なう。

インターネットによる災害情報のURLは、<http://www.pref.yamanashi.jp/>である。

第5節 避難活動

1 避難の指示

地震の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所に避難させる必要があると認められるときは、市町村等は予め定めた計画に基づき、地域住民等に対して避難の指示を行うものとする。

(1) 市町村長

市町村長は、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険地域の住民に対して速やかに避難の指示を行う。

(2) 知事

知事は、市町村長が避難の指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、代行して避難の指示を行う。(災害対策基本法第60条第6条)

(3) 警察官

市町村長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときには、直ちに職権に基づき、危険地域の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

2 警戒区域の設定

市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市町村長の職権を代行することができる。

知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長村長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

3 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

4 避難措置の周知

(1) 住民への周知

避難の指示を指示した者又は機関は、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域の住民に速やかにその内容の周知徹底を図る。

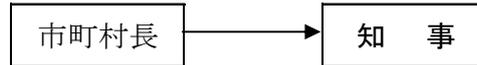
また、報告を受けた県等の機関は、報道機関への放送要請等も含め、住民への周知を徹底する。

なお、避難の必要がなくなっても同様とする。

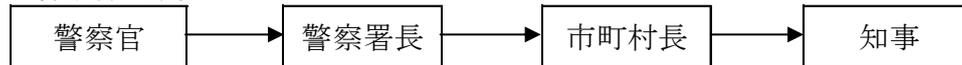
(2) 関係機関への通知

避難の指示を行った者は、次のルートで必要な事項を報告又は通知する。

ア 市町村長の措置



イ 警察官の措置



5 避難誘導の実施

発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたって、市町村は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

6 避難所

(1) 避難所の整備

市町村は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

ア 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。

イ 指定避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。

エ 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

(2) 避難所の周知

市町村は発災時には、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要に応じ、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

さらに、要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な指定避難所を確保する。

避難所の停電に備えた発動機による自家発電装置や太陽光発電装置等の設置に努める。

水道施設の破損等により、飲料水の供給が困難となることを想定し、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備の推進に努める。

(3) 避難所の運営管理

本編第2編第3章第11節1(3)オ「避難所の運営管理」参照。

7 要配慮者への配慮

市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

8 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、交通機関の管理者等は、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、県、市町村及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の滞在場所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

県本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに必要な措置をとる。

9 孤立集落への対応

県、市町村は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

10 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舍等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、第2編第3章第1節5「広域一時滞在」により、関係市町村等との調整を図るものとする。

市町村は、市町村・県の区域を越えた避難者について、市町村営住宅等を活用し受け入れに努めるものとする。

第6節 緊急輸送対策

1 緊急輸送の対象

地震防災応急要員、地震防災対策に必要な食糧、医薬品及び防災資機材等とする。

2 緊急輸送の方針

緊急輸送機関相互で調整し、必要最小の範囲で実施する。

3 輸送（物資等の運送）の要請等

本編第2編第3章第8節1(2)「輸送（物資等の運送）の要請等」による。

4 緊急輸送道路

別図のとおり

5 緊急輸送の確保

(1) 国

ア 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所は、パトロールカーによる巡視、道路モニターからの報告等により情報収集に努める。

イ 道路情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、誘導等の措置を行い、緊急輸送道路の確保に努める。

ウ 被害箇所については、速やかに応急、復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

エ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国〔国土交通省〕は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

オ 緊急輸送道路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。

(2) 中日本高速道路株式会社、山梨県道路公社

ア 県・市町村等と密接な情報交換を行い、連携して緊急輸送道路の確保を図る。

イ 県公安委員会の行う緊急輸送道路の確保に係る交通規制に協力する。

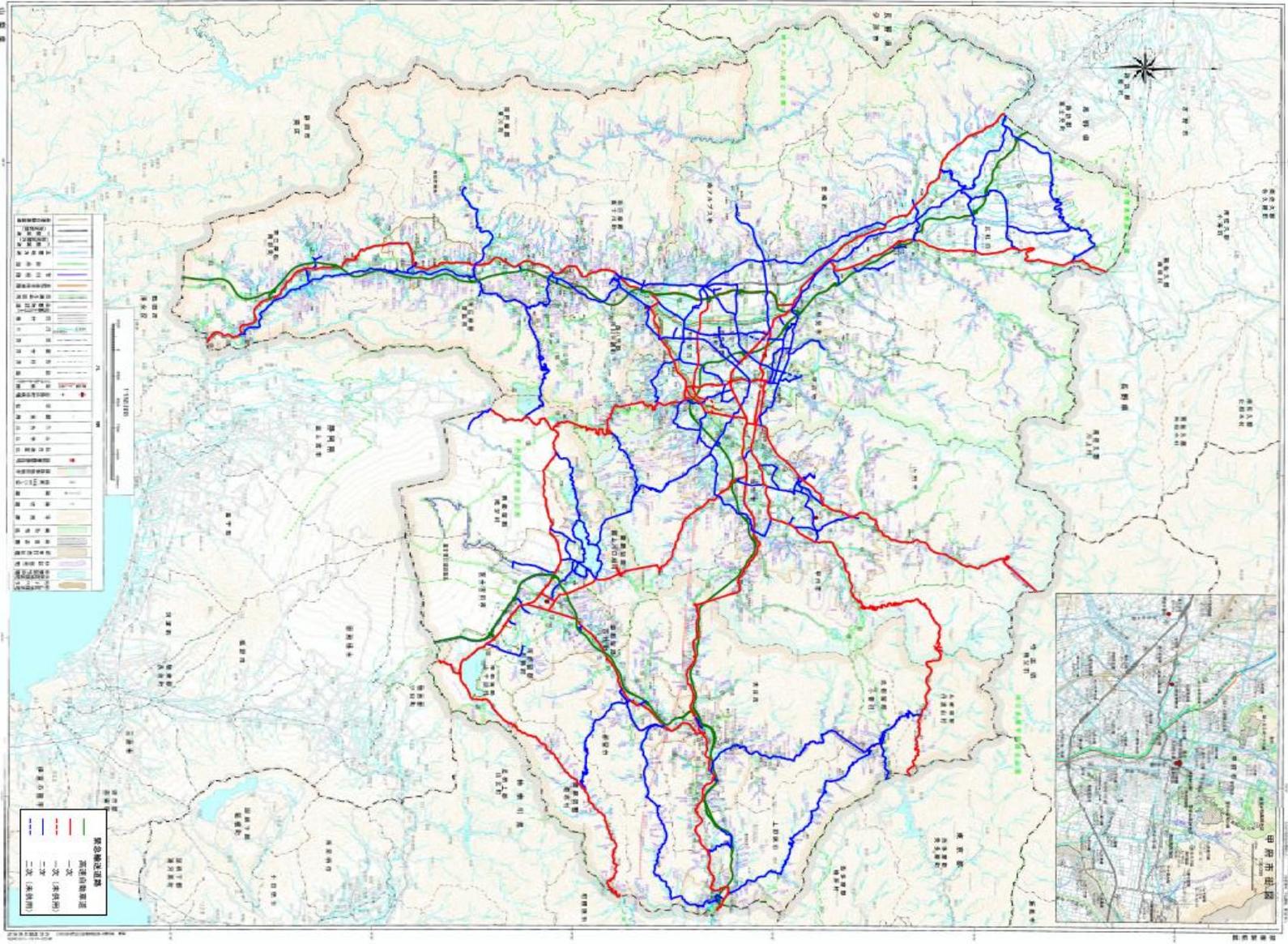
ウ 被害箇所については速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

(3) 社団法人山梨県トラック協会・赤帽山梨県軽自動車運送協同組合

地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の要請により物資等の緊急輸送について協力する。

- ・平成 11 年 3 月 15 日「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」（山梨県トラック協会）
- ・平成 14 年 3 月 20 日「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」（赤帽山梨県軽自動車運送協同組合）

山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画図



(4) 県

- ア 県は、緊急輸送道路のうち県管理道路の機能確保に努める。
- イ 被害箇所については、山梨県建設業協会との「災害時における応急対応業務に関する協定」などにより速やかに応急復旧工事を行い緊急道路としての機能確保に努める。
- ウ 陸上輸送に加え、ヘリコプターとの連携による効率的な緊急輸送対策を実施するため、輸送拠点及びヘリポートの確保に努める。
- エ 緊急輸送道路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。

(5) 県警察

緊急輸送にあたる自動車、航空機等が円滑に運行できるように、避難者の誘導、交通整理、ヘリコプターの誘導等を行う。

6 緊急輸送車両等の確保

(1) 県

- ア 各部局の車両は、必要に応じて知事が集中管理して運用する。
- イ 市町村から要請があり、必要と認めるときは、関係機関に協力を要請する。また、状況に応じて県警察及び自衛隊ヘリコプターの使用を要請する。

(2) 関東運輸局山梨運輸支局

県、市町村及び防災関係機関からの要請に対し、運送事業者等と連絡調整して輸送の幹旋を行う。

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)

(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	63.1
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	東京都塚~長野県堺 大月BP現道部(駒橋交差点(大月市)~大月インター入口交差点(大月市))除く 国道20号交点(甲斐市)~甲府南アルプス線交点(甲府市)	100.3
	52	国道52号	甲府南アルプス線(甲府市)~国道411号交点(甲府市) 上石田バイパス・貫川交番南交差点(甲府市)~真側橋西詰(甲府市)含む 静岡県境~国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.0
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)~国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境~国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)~国道20号大月バイパス交点(大月市)	43.7
	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)~国道20号交点(笛吹市)	25.8
一般国道 (指定区間外)	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)~国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)~山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km:国道138号交点(富士吉田市)~国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境~国道52号交点(富士川町) 西関東連絡道路:桜井ランプ(甲府市)~岩手ランプ(山梨市)含む 西下条ランプ(甲府市)~落合西IC(甲府市)[新山梨環状道路] 国道20号重用区間0.5km:国道20号向町二交差点(甲府市)~国道20号上阿原交差点(甲府市)	56.9
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境~国道52号交点(甲府市) 国道140号交点(甲府市)~甲府市道池添梅ヶ坪線交点(甲府市)[城東バイパス]	64.1
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km:国道137号交点(富士吉田市)~国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府韮崎線	国道52号交点(甲府市)~甲府駅前(甲府市)	0.5
	12	韮崎南アルプス中央線	国道52号交点(南アルプス市)~甲府中央右左口線交点(中央市)[新山梨環状道路]	7.6
	29	甲府中央右左口線	韮崎南アルプス中央線交点(中央市)~国道358号交点(甲府市)[新山梨環状道路]	1.3
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)~富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	甲府市道 和戸竜王線	甲府市道 朝気通り交点(甲府市)~池添梅ヶ坪線交点(甲府市)[城東バイパス]	0.2
	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)~富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)~山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	21路線			711.6

(第二次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	大月橋西詰(大月市)～大月インター入口交差点(大月市)	1.1
	139	国道139号(都留BP)	都留市道天神通り線 交点(都留市)～四日市場上野原線交点(都留市)	6.1
	137	国道137号	国道139号交点(富士吉田市)～河口湖精進線交点(富士河口湖町)	7.3
	139	国道139号	小和田猿橋線交点(大月市)～東京都境	24.7
一般国道 (指定区間外)	140	国道140号	西関東連絡道路万カランプ(山梨市)～西関東連絡道路岩手ランプ交点(山梨市)	4.4
	300	国道300号	全線(中之倉BP 現道部除く) 国道139号重用区間22.6km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号本栖交差点(富士河口湖町)	25.2
主要地方道	469	国道469号	富士川身延線交点(南部町)～国道52号交点(南部町)	0.5
	3	甲府市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～韮崎南アルプス中央線交点(中央市)[昭和バイパス] 甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km: 国道140号桃林橋南側交点(中央市) ～国道140号大正交差点東側交点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km: 国道20号国母交差点(甲府市)～国道20号国母立体交差点(甲府市)	22.1
	4	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町)〔黒沢BP〕 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～韮崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	4.4
	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～韮崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	10.2
	6	甲府韮崎線	国道140号交点(甲府市)～茅野北社韮崎線交点(韮崎市)	16.7
	7	甲府昇仙峡線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府韮崎線重用区間1.9km: 甲府韮崎線交点(甲府市)～甲府韮崎線総合グランド入口交差点(甲府市)	8.2
	9	市川三郷身延線	全線 市川三郷富士川線重用区間4.4km: 市川大門四丁目1801(市川三郷町) ～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) 国道300号重用区間6.6km: 国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島トンネル西交差点(身延町)	22.9
	10	富士川身延線	市川三郷身延線交点(身延町)～国道52号交点(南部町)(身延山ICアクセス含む) 国道469号重用区間0.5km: 国道52号交点(南部町)～国道469号交点(南部町)	19.4
	11	北社富士見線	国道141号交点(北社市)～長野県境	24.5
	12	韮崎南アルプス中央線	国道20号交点(韮崎市)～甲府中央右左口線交点(中央市) 櫛形大橋東詰交点(南アルプス市)～国道52号交点(南アルプス市)	28.2
	17	茅野北社韮崎線	北社富士見線交点(北社市)～甲府韮崎線交点(韮崎市)	24.2
	18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km: 国道139号交点(小菅村)～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8
	20	甲斐早川線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所 芦安支所 韮崎南アルプス中央線重用区間0.3km: 韮崎南アルプス中央線芦安入口交差点(南アルプス市) ～韮崎南アルプス中央線源交差点(南アルプス市)	12.8
	21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町)～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3
	22	甲府笛吹線	全線	7.6
	23	韮崎増富線	国道141号交点(韮崎市)～北社市役所 明野総合支所(北社市)	4.7
	24	都留道志線	全線	15.7
	25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市)～甲府市川三郷線交点(昭和町)〔昭和バイパス〕 中下条交差点(甲斐市)～国道20号山県神社北交差点(甲斐市)	6.4
	26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市)～韮崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0
	27	韮崎昇仙峡線	国道141号交点(韮崎市)～韮崎IC(韮崎市)	1.4
28	北社ハヶ岳公園線	長沢小淵沢線交点(北社市)～北社富士見線交点(北社市)	6.4	
29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	11.6	
30	大月上野原線	談合坂サービスエリア線交点～野田尻四方津停車場線交点	1.3	
31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府韮崎線交点(甲府市)	1.3	
32	長坂高根線	全線	7.5	
33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7	
一般県道	104	天神平甲府線	国道140号交点(甲府市)～国道411号交点(甲州市)	2.5
	106	中下条甲府線	国道411号塩山バイパス西広門田橋南交差点(甲州市)～西広門田交差点(甲州市) 狐川橋東交差点(笛吹市)～笛吹市道1-20号線交点(笛吹市) 塩山勝沼線交点(甲州市)～万力小屋敷線交点(甲州市)	19.4
	34	白井甲州線	国道139号交点(都留市)～上野原市道田野入線交点(上野原市) 上野原市道田野入線交点(上野原市)～国道20号交点(上野原市)	26.4
	35	四日市場上野原線	白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)	19.6
	36	笛吹市川三郷線	早川町本庁舎～国道52号交点(身延町)	10.5
	37	南アルプス公園線	白井甲州線交点(甲州市)～国道411号交点(甲州市) 市道塩山バイパス交点(甲州市)～国道140号交点(甲州市)	3.9
	38	塩山勝沼線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～韮崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	3.1
	39	今諏訪北村線	全線	0.6
	40	都留インター線	全線	0.1
	41	須玉インター線	全線	0.1
	42	韮崎南アルプス富士川線	国道52号(甲西道路)交点(富士川町)～今諏訪北村線交点(南アルプス市)	11.5
	43	六郷インター線	中部自動車横断道交点(市川三郷町)～国道52号交点(身延町) 市川三郷身延線重用区間0.6km: 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～市川三郷身延線峡南橋東詰交点(市川三郷町)	0.9
104	天神平甲府線	甲府韮崎線交点(甲府市)～HANAZONEホテル(甲府市)	2.5	
106	中下条甲府線	甲府韮崎線交点(甲斐市)～甲府韮崎線交点(甲府市)	4.5	
113	甲府精進湖線	国道20号交点(甲府市)～甲府中央右左口線交点(甲府市) 国道358号重用区間2.8km: 国道358号考古博物館東交差点(甲府市) ～国道358号甲府市右左口町(甲府市)	8.0	
117	小瀬スポーツ公園線	全線	1.4	
202	山梨市停車場線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～国道411号交点(山梨市)	3.1	
204	休山山梨線	国道411号交点(甲州市)～峡東 防災備蓄倉庫1(甲州市)	0.7	
208	下神内川石和温泉停車場線	山梨市停車場線交点(山梨市)～一宮山梨線交点(笛吹市)	2.4	
211	山梨笛吹線	国道411号交点(山梨市)～笛吹市道2-30号線交点(笛吹市)	2.5	
216	万力小屋敷線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～白井甲州線交点(甲州市) 西関東道路入口交差点(山梨市)～山梨市駅前交差点(山梨市)	3.8	

一般県道	219	柳平塩山線	国道140号交点(山梨市)～山梨市立牧丘病院(山梨市)	0.6	
	302	石和温泉停車場線	国道411号線交点(笛吹市)～国道20号交点(笛吹市)	1.1	
	308	鷺宿上曾根線	国道358号交点(笛吹市)～藤袋石和線交点(笛吹市)	3.4	
	313	藤袋石和線	鷺宿上曾根線交点(笛吹市)～白井甲州線交点(笛吹市) 甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	2.5	
	314	一宮山梨線	国道411号交点(笛吹市)～下神内川石和温泉停車場線交点(笛吹市)	1.8	
	405	割子切石線	中富IC～国道52号交点	0.7	
	413	平林青柳線	富士川町本庁舎～斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	0.4	
	415	湯之奥上之平線	国道300号交点(身延町)～しもべ病院(身延町)	0.7	
	505	小和田猿橋線	国道139号交点(大月市)～大月市道猿橋東町線交点(大月市)	3.9	
	507	野田尻四方津停車場線	国道20号交点～大月上野原線交点	3.9	
	606	台ヶ原長坂線	国道20号交点(北杜市)～茅野北杜斐崎線交点(北杜市)	5.3	
	608	長沢小淵沢線	国道141号交点(北杜市)～小荒間長坂停車場線交点(北杜市)	6.8	
	609	小荒間長坂停車場線	長坂高根線交点(北杜市)～長沢小淵沢線交点(北杜市)	3.1	
	611	日野春停車場線	横手日野春停車場線交点(北杜市)～国道141号交点(北杜市)	3.2	
	612	横手日野春停車場線	北杜市 武川総合支所(北杜市)～日野春停車場線交点(北杜市)	1.5	
	621	須玉中田線	国道141号交点(斐崎市)～塩川病院(北杜市)	1.4	
	707	富士河口湖富士線	国道137号交点(富士河口湖町)～富士北麓公園線交点(富士河口湖町) 国道139号重用区間1.4km重用: 国道139号交点(富士河口湖町) ～国道139号スバル立体交差点(富士河口湖町)	7.4	
	710	青木ヶ原船津線	国道137号交点(富士河口湖町)～河口湖精進線交点(富士河口湖町) 河口湖精進湖線重用区間1.7km: 河口湖精進湖線交点(富士河口湖町) ～富士河口湖町西瀬三差路(富士河口湖町)	6.9	
	714	鳴沢富士河口湖線	国道139号交点(鳴沢村)～町道 小立勝山線交点(富士河口湖町) 勝山バイパス: 富士河口湖富士線交点～鳴沢富士河口湖線交点	5.2	
	716	富士北麓公園線	富士河口湖富士線交点(富士河口湖町)～富士北麓公園(富士吉田市)	0.5	
	717	山中湖忍野富士吉田線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村本庁舎(忍野村)	4.4	
	718	富士吉田西桂線	富士吉田西桂スマートIC～市道 小見見上暮地線交点	0.2	
	719	富士河口湖芦川線	河口湖精進線交点(富士河口湖町)～笛吹市川三郷線交点(笛吹市)	5.8	
	803	内船停車場線	全線 富士川身延線重用区間0.7km: 富士川身延線内船駅前(南部町) ～富士川身延線南部橋東三差路(南部町)	1.5	
	809	釜の口塩沢線	国道52号交点(南部町)～峽南・身延管理課 防災備蓄倉庫(南部町)	1.4	
	市町村道	-	甲府市道 小瀬町1号線	小瀬スポーツ公園線交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	0.8
		-	甲府市道 小瀬2号線	甲府精進湖線交点(甲府市)～国道358号交点(甲府市)	0.8
-		甲府市道 富士見中線	甲府山梨線交点(甲府市)～朝日荒川線交点(甲府市)	0.3	
-		甲府市道 朝日荒川線	富士見中線交点(甲府市)～三味道村上線交点(市界)	2.9	
-		富士吉田市道 小見見上暮地線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田西桂線交点(富士吉田市)	0.3	
-		富士吉田市道 農場線	富士吉田忍野SIC交点(富士吉田市)～小倉山中サス線交点(富士吉田市)	0.3	
-		富士吉田市道 小倉山中サス線	農場線交点(富士吉田市)～道の駅線交点(富士吉田市)	0.4	
-		富士吉田市道 道の駅線	全線(小倉山中サス線交点～国道138号交点)	0.3	
-		富士吉田市道 明見東通り線	国道138号交点(富士吉田市)～鎌山スポーツセンター前交差点(富士吉田市)	1.1	
-		都留市道 天神通り線	国道139号交点(都留市)～国道139号交点(都留PB)(都留市)	0.6	
-		山梨市道 山梨市役所前通り線	国道140号交点(山梨市)～山梨市駅東山梨線交点(山梨市)	0.5	
-		山梨市道 山梨市駅東山梨線	全線	2.5	
-		山梨市道 富士塚通り線(農道DC02)	国道140号交点(山梨市)～フルーツライン(農道DC01)交点(山梨市)	1.8	
-		山梨市道 フルーツライン(農道DC01)	富士塚通り線(農道DC02)交点(山梨市)～笛吹川フルーツ公園(山梨市)	0.8	
-		大月市道 公園通り線	国道20号交点(大月市)～桂川ウエルネスパーク園路交点(大月市)	1.0	
-		大月市道 猿橋東町線	国道20号交点(大月市)～県道小和田猿橋線交点(大月市)	0.2	
-		南アルプス市道 若草1級1号	斐崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)～南アルプス市役所 若草支所(南アルプス市)	0.5	
-		南アルプス市道 櫛形7号線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)	0.2	
-		南アルプス市道 十五所7号線	南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)～南アルプス市消防本部	0.6	
-		甲斐市道 赤坂公園本線	国道20号交点(甲斐市)～赤坂台病院(甲斐市)	0.8	
-		甲斐市道 三味道村上線	朝日荒川線交点(市界)～開発1号線交点(甲斐市)	1.0	
-		甲斐市道 開発1号線	三味道村上線交点(市界)～滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)	0.5	
-		甲斐市道 滝坂希望ヶ丘線	開発1号線交点(甲斐市)～登美団地大屋敷線交点(甲斐市)	0.4	
-		甲斐市道 登美団地大屋敷線	滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)～大屋敷横町線交点(甲斐市)	0.9	
-		甲斐市道 大屋敷横町線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～甲府斐崎線交点(甲斐市)	0.3	
-		甲斐市道 県道希望ヶ丘線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～双葉SIC	0.3	
-		笛吹市道 4015線	甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	0.2	
-		笛吹市道 2-30号線	山梨笛吹線交点(笛吹市)～国道137号交点(笛吹市)	0.3	
-		上野原市道 田野入線	四日市場上野原線交点(上野原市)～四日市場上野原線交点(上野原市)	1.9	
-		上野原市道 談合坂サーピスエリア線	談合坂SIC交点(上野原市)～大月上野原線交点(上野原市)	1.2	
-		甲州市道 上於曾81号線	(塩山バイパス)西広門田交差点(甲州市)～仲沢ガード南交差点(甲州市)	2.0	
-		中央市道 2017号線	甲府市川三郷線交点(中央市)～中央市道1028号線交点(中央市)	0.9	
-		市川三郷町道 大木法師倉線	甲府市川三郷線交点(富士川町)～大木川鳥線交点(市川三郷町)	1.3	
-		市川三郷町道 大木川鳥線	大木法師倉線交点(市川三郷町)～山梨県警署へり常駐地(市川三郷町)	0.5	
-		南部町道 本郷柳島線	釜の口塩沢線交点(南部町)～南部町道谷津猿田橋線交点(南部町)	0.7	
-		富士川町道 青柳横通り線	斐崎南アルプス富士川線交点(富士川町)～国道52号交点(富士川町)	0.5	
-	昭和町道281号	甲斐中央線交点(昭和町)～丸市倉庫(株)GDC22	0.8		
-	忍野村道 58号北富士新線	山中湖村道 山中52号線交点(忍野村)～陸上自衛隊 北富士駐屯地(忍野村)	0.6		
-	山中湖村道 山中52号線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村道 58号北富士新線交点(忍野村)	0.1		
-	富士河口湖町道 小立勝山線	鳴沢富士河口湖線交点(富士河口湖町)～小海交差点(富士河口湖町)	0.6		
-	富士河口湖町道 0191富士ヶ嶺1号線	国道139号交点(富士河口湖町)～富士河口湖町 上九一色出張所(富士河口湖町)	3.3		
計	116	路線		614.1	

7 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 12 条の規定に基づく、知事又は公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は次の要領による。

(1) 緊急輸送車両の確認手続き

緊急輸送車両の確認手続きは、防災危機管理課又は警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急輸送車両確認証明書を交付する。



- 参考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

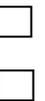
(2) 緊急輸送車両等の事前届出済証の交付を受けている車両の確認

緊急輸送車両等の事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、他に優先して確認を行い、確認のため必要な審査は省略する。

別記様式第 8（第 6 条の 2 関係）

第		号	
年		月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
知		事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号			
輸送人員 又は品名			
活 動 地 域			
車両の 使用者	住 所	() 局 番	
	氏名又 は名称		
有 効 期 限			
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする



第7節 生活関係施設の応急対策

1 建築物応急対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす恐れがあり、そのため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

応急危険度判定は市町村災害対策本部の派遣要請に基づき行う。

(1) 応急危険度判定

ア 建築士会等関係機関の協力を得て、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建築物の危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。

ウ 被災建築物応急危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 応急危険度判定士の養成

ア 被災建築物応急危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を応急危険度判定士として登録する。

イ 被災建築物応急危険度判定士に対し、判定に必要な知識習熟のための教育及び訓練を実施する。

2 応急仮設住宅建設

大規模な地震が発生したとき、震災後、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設型応急住宅建設用地の確保

災害発生時に於いて迅速に建設型応急住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。

このため、県と市町村との連携により、建設型応急住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。

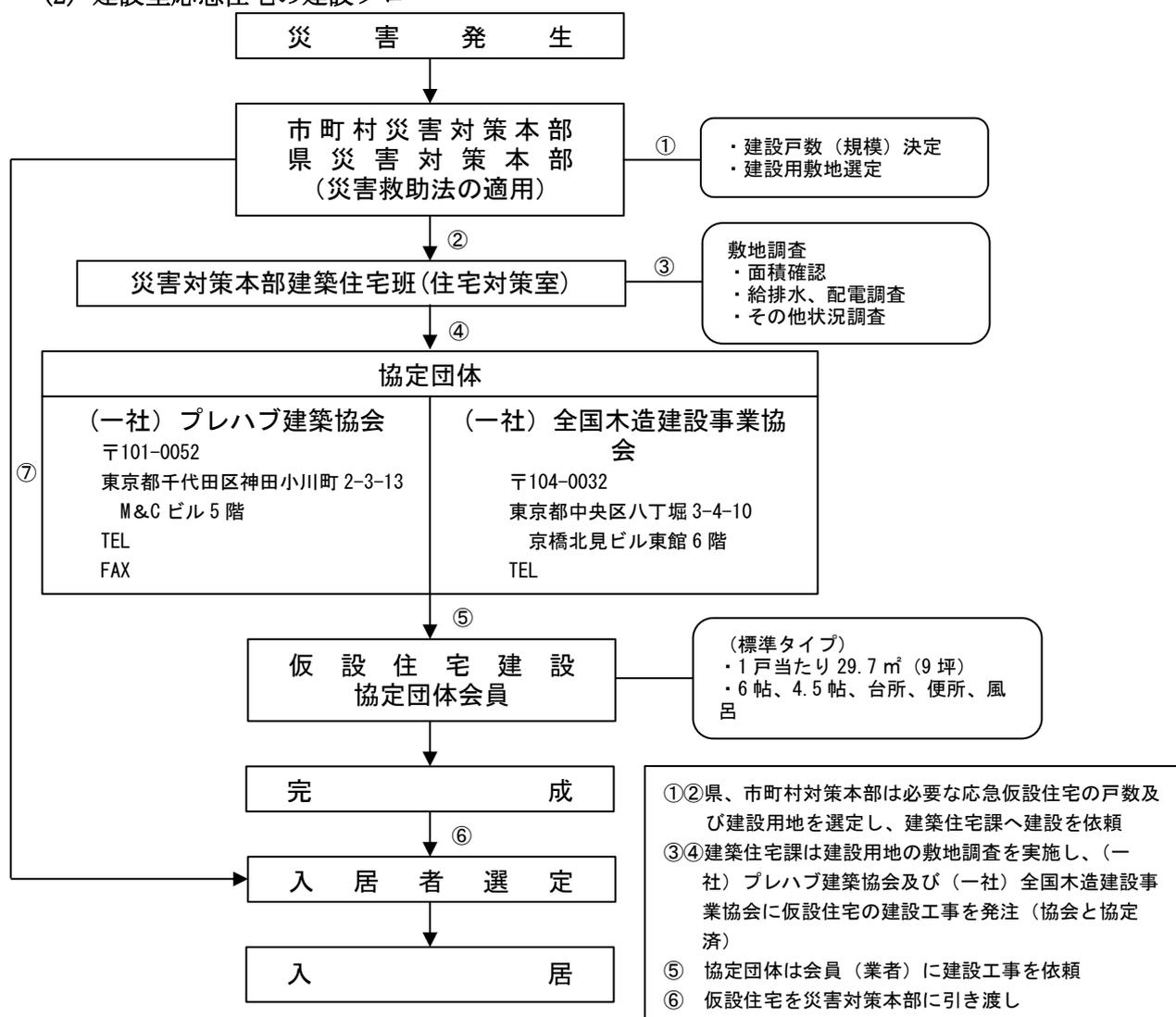
(令和5年度建設型応急住宅建設用地調査)

調査結果 27 市町村、172 箇所、応急仮設住宅 13,074 戸分の用地を確保

※ 建設型応急建設用地

- ・市町村が選定する土地
- ・公園緑地及び広場

(2) 建設型応急住宅の建設フロー



3 民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給

大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅を供給する。

(1) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

県は、(公社)山梨県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会山梨県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき民間賃貸住宅の提供に関する貸主への協力依頼、情報の提供、円滑な提供の媒介の要請を行う。

(2) 民間賃貸住宅の情報提供

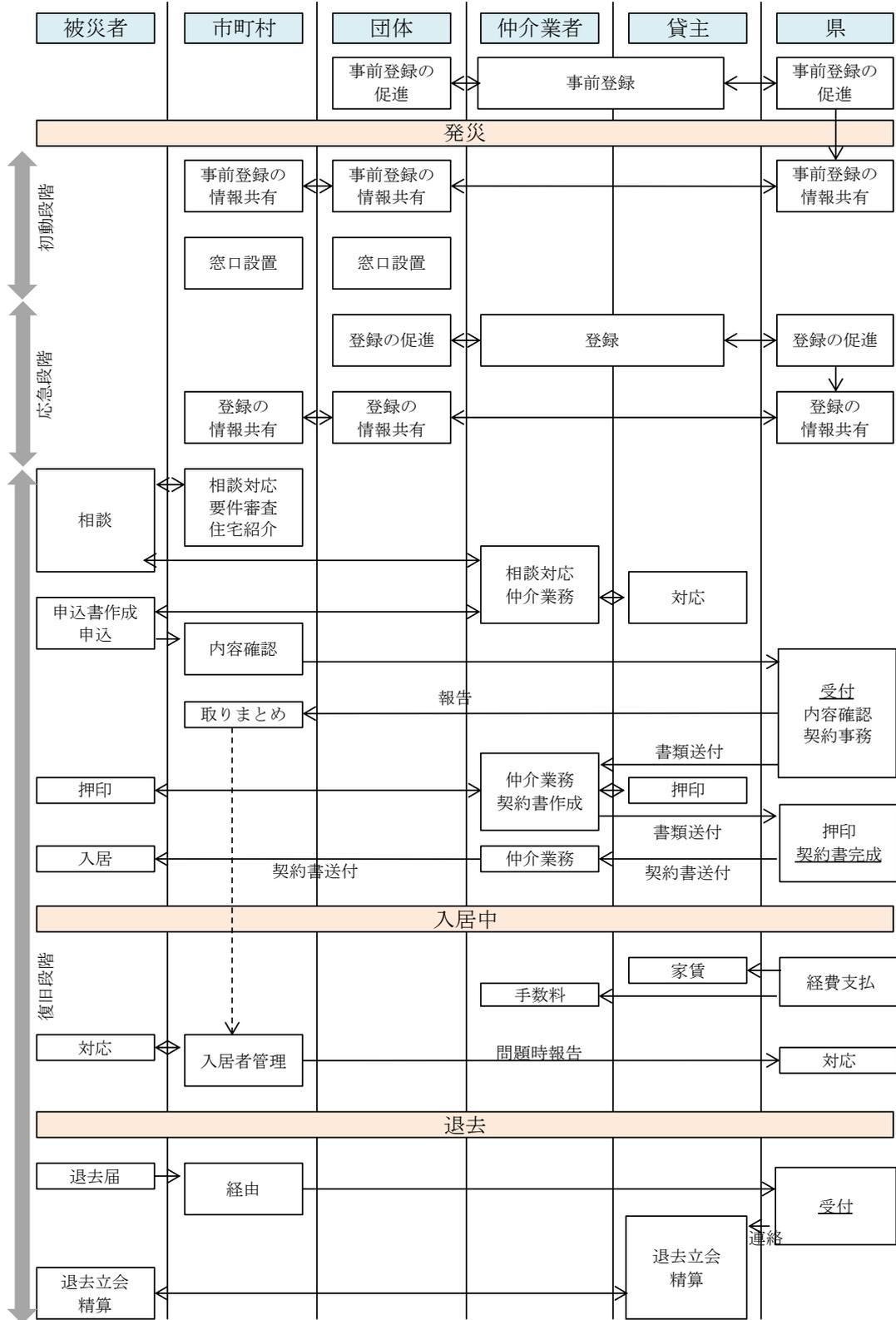
県は、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、市町村を通じて、民間賃貸住宅の情報を提供する。

(3) 民間賃貸住宅の借上げ

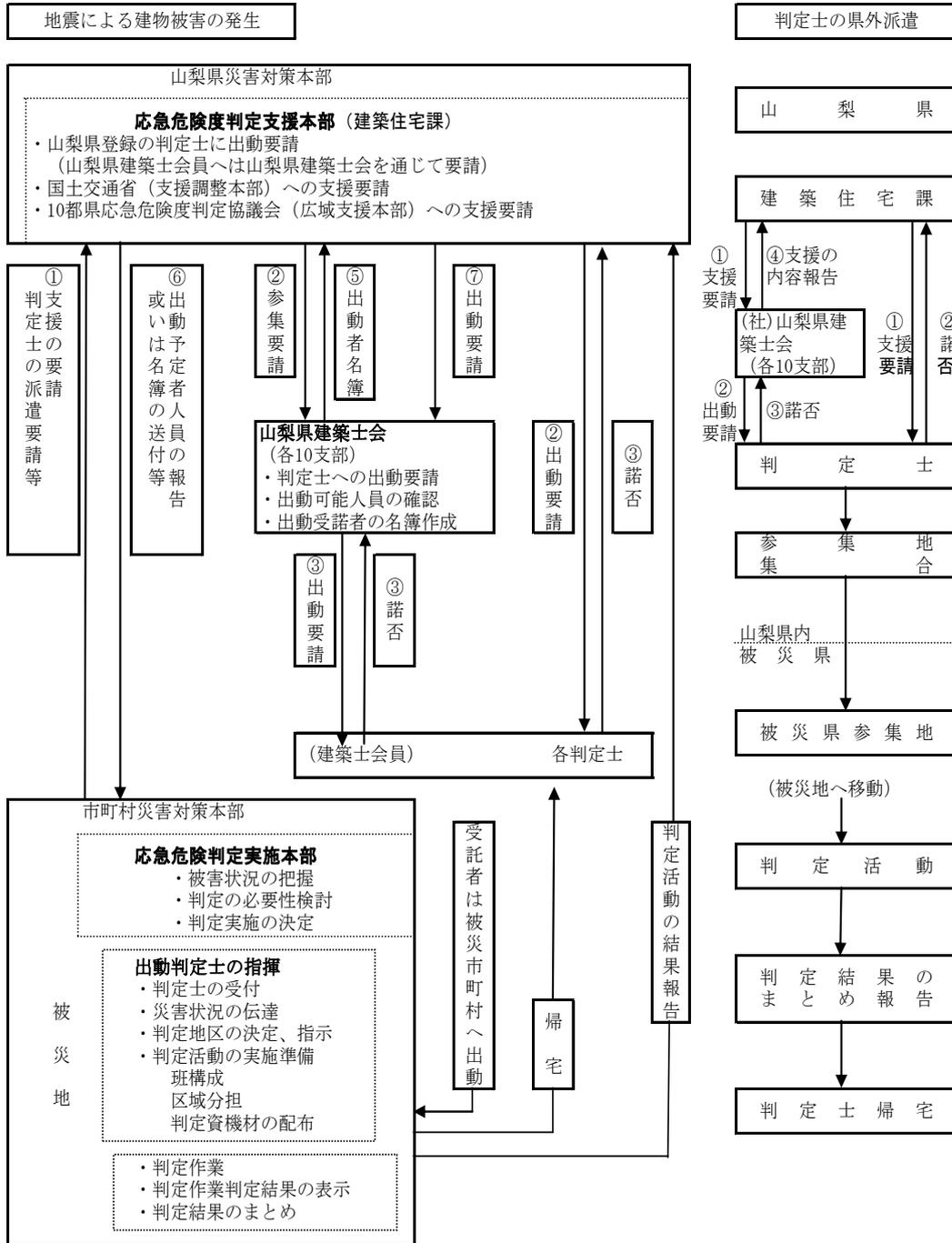
県は、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に賃貸型応急住宅を供与するため、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、災害対策本部が入居者を選定する。

(4) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー

賃貸型応急住宅 供与フロー



被災建築物 応急危険度判定フロー



4 上水道施設応急対策

水道事業者は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

(1) 要員の確保

各水道事業者が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

(2) 広 報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定める。

(5) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

(6) 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、又必要に応じて消火栓を設ける。

5 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

(1) 要員の確保

下水道管理者が定める山梨県流域下水道災害対応マニュアルに基づき応急処置要員の確保を図る。

(2) 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

(3) 応急処置計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

ア 応急処置の緊急度及び工法

イ 処置資材及び作業員の確保

ウ 設計及び監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

オ 非常電源（可搬式発電機）の確保

(4) 非常時の汚泥処理計画の策定

下水道管理者は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

(5) 広 報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

また、施設の復旧状況によっては市町村と調整して利用者へ污水排除の使用制限を依頼する。

6 電気施設応急対策

- (1) 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- (2) 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。
- (3) 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

7 都市ガス施設及びガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急対策

- (1) 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- (2) 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 安全点検を実施し、必要ときは、応急復旧工事を実施する。
- (4) 避難所等に必要な燃料を供給する。

8 液化石油ガス施設応急対策

- (1) 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずると共に、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- (2) 販売事業者は、（一社）山梨県 LP ガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する
- (3) 消費設備は、安全点検を実施し、必要ときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (4) 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

9 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

(1) 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

(2) 応急、復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長及びNTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、予め定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

ア 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測されるときは、予め定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

イ 応急復旧

- ① 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消(臨時回線の作成)
- ② 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ③ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- ④ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

ウ 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

1 0 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

(1) 要員の確保

J R各社及び富士急行が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

(2) 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

1 1 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士を活用して危険度判定を行う。

判定士の派遣は、原則、市町村災害対策本部に設置される被災宅地危険度判定実施本部からの要請に基づいて行う。

(1) 危険度判定

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

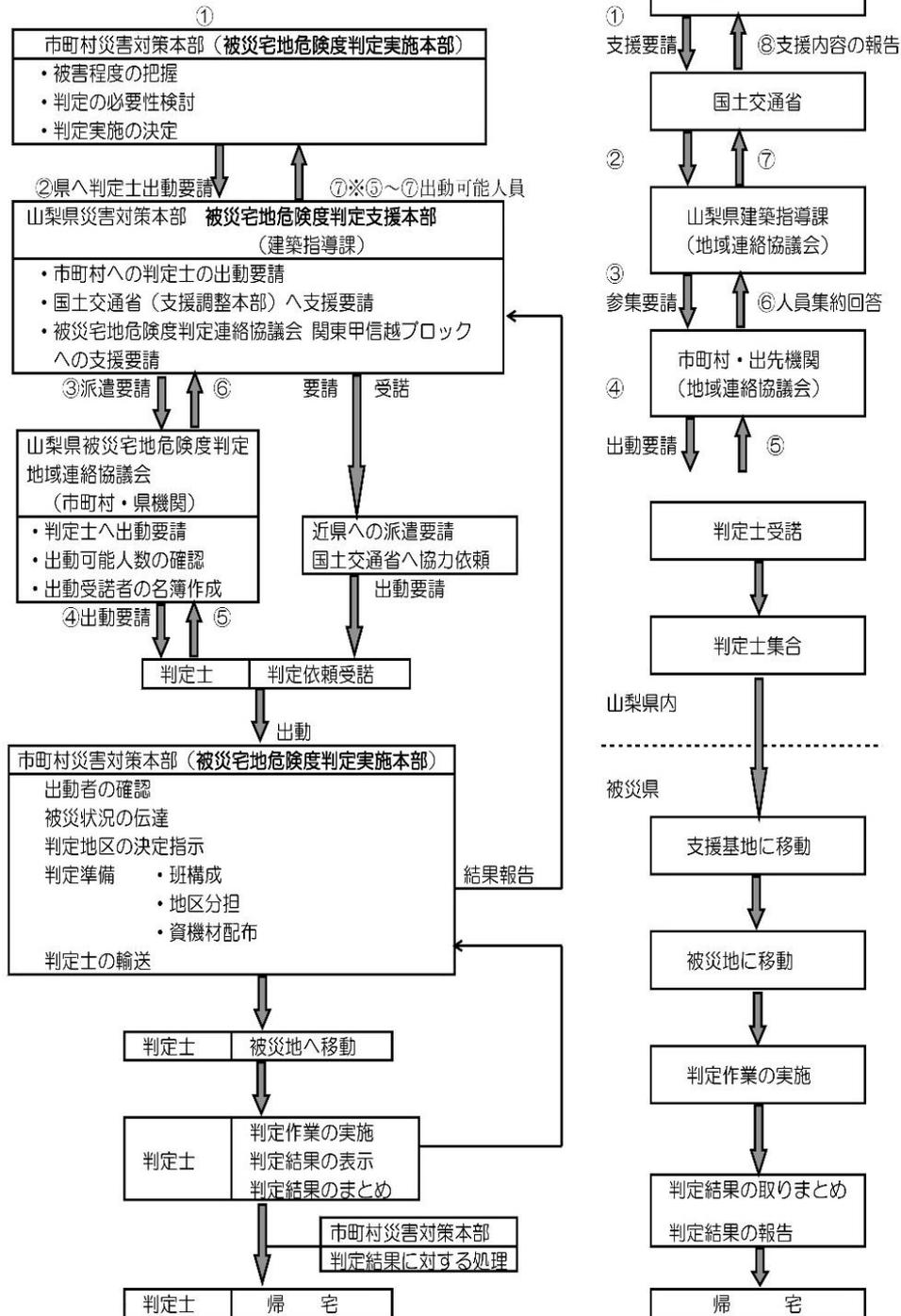
エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、国、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する。

地震による宅地被害の発生

判定士の県外への派遣



被災宅地危険度判定フロー

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意報、巨大地震警報）が発表された場合にとるべき対策を定める。推進地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全県一体となった対策の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編第2章による。

第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

第2編震一般災害編第1章第1節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等について

1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※5}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<p>(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2:モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30~40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

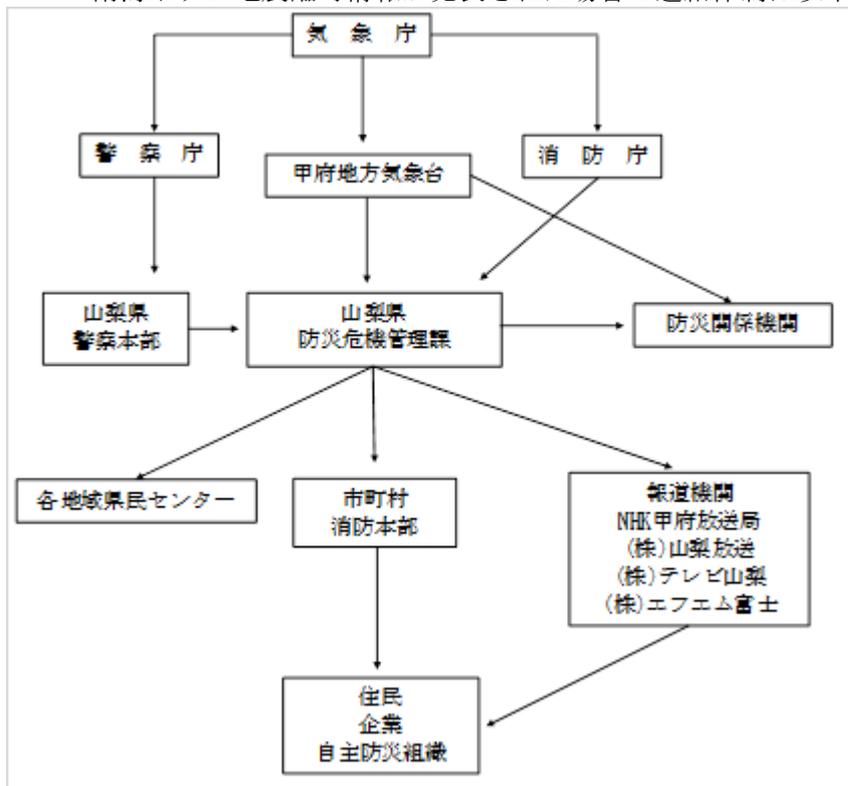
※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



(2) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの県の対応

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）※ 県内震度が4未満	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認 等 ○情報収集態勢 <ul style="list-style-type: none"> ・防災局職員2名＋宿日直職員【勤務時間外】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

(1) 県の広報活動

ア 広報体制

県民に対して的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

イ 広報内容

- a 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に関する情報の周知及び内容説明
- b 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- c ライフラインに関する情報
- d 推進地域内外の生活関連情報
- e 家庭において実施すべき事項
- f 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- g 金融機関が講じた措置に関する情報
- h 県の準備体制の状況
- i その他必要な事項

ウ 広報手段

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子など様々な広報手段により実施する。

エ 報道機関との応援協力関係

知事は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けたとき、放送機関との協定（「災害時における放送要請に関する協定」）により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。

オ 住民等からの問い合わせに対する対応

速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。

(2) 市町村の広報活動

市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

ア 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難所の運営

本編第3章による。

(6) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

イ 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

ウ ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

オ 放送

(ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

カ 下水道

下水道事業者は、必要な揚水・汚水処理の体制を確保するものとする。

(7) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

(8) 交通

ア 道路

(ア) 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場

合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

- (イ) 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(9) 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- d 出火防止措置

- e 水、食料等の備蓄

- f 消防用設備の点検、整備

- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

- b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

- c 幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

- b 無線通信機等通信手段の確保

- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (イ) 市町村地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材

の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

(10) 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

別紙 東海地震に関する事前対策計画

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町村、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関連機関等の防災対応を定めており、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁における東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間、地震編の別紙として位置づけるものとする。)

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規程に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。強化地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全県一体となった対策の推進を図る。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章による。

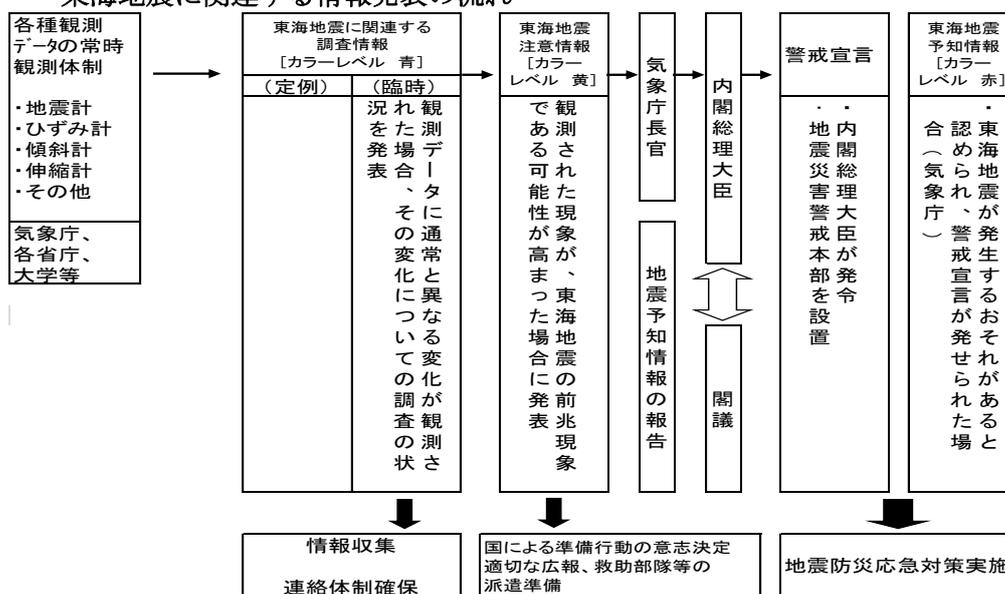
1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

- (1) 東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル：青)
東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報
 - ア 東海地震に関連する調査情報 (定例)
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表
 - イ 東海地震に関連する調査情報 (臨時)
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表。
- (2) 東海地震注意情報 (カラーレベル：黄)
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報
- (3) 東海地震予知情報 (カラーレベル：赤)
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

東海地震に関する情報発表の流れ



第2節 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動

1 県

(1) 東海地震に関する調査情報(臨時)発表時の体制

ア 県職員の配備体制及び行動

県防災局防災危機管理課員全員及び県地震災害警戒本部統括部職員全員、地域県民センター職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

イ 情報内容の周知

県が有する広報手段の活用及び市町村・報道機関等との連携により、東海地震に関する調査情報(臨時)の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨呼びかける。

(2) 東海地震注意情報発表時の体制

ア 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、知事は部隊の派遣・受入れの準備や物資の点検、必要に応じ、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

イ 情報内容の周知

知事は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、県の準備体制の状況について、適切に情報提供を行う。

ウ 県職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表されたときは、全所属全職員が配備につき、次の事務を行う。

- ①地震予知に関する情報等の収集及び伝達
- ②地震災害警戒本部設置の準備
- ③消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

- ④市町村及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑤東海地震応急対策活動要領等に基づき、活動拠点の確保に係る調整を行うほか、広域的応急対策の要請及び受け入れ準備
- ⑥状況により、地震防災応急対策の準備を行う

(3) 警戒宣言発令時（東海地震予知情報発表）の体制

ア 山梨県地震災害警戒本部

知事は、山梨県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)を設置する。
 県警戒本部の概要は、次のとおりである。

本部長	知事
副本部長	副知事、防災局長、県警察本部長
本部員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員

①部長会議

本部長、副本部長、警戒本部各部長で構成し、本部長が招集する。

②統括部

統括部長は防災局長があたり、県災害対策本部活動要領に定める各班を置く。
 県警戒本部は、特別のとき(例えば庁舎被災等)を除き、県庁防災新館会議室に設置する。

イ 地方連絡本部

本部長 : 地域県民センター所長
 本部員 : 管内出先機関の長

ウ 東京地方連絡本部

本部長 : 東京事務所長

エ 職員の配備体制

全所属全職員の配備とする。

オ 県警戒本部の事務

- ① 地震予知に関する情報等の国からの収集及び市町村、防災関係機関への伝達
- ② 市町村、防災関係機関等の応急対策情報の収集及び国への報告
- ③ 消防庁及び代表消防機関との連絡体制や受人体制の確保
- ④ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者等への指導
- ⑤ 火災防止等の住民への広報
- ⑥ 県内における応急対策の総合調整及び推進
- ⑦ 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋
- ⑧ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的応急対策の要請及び受け入れ準備

(4) 自衛隊への要請

警戒宣言が発せられた場合、知事は、大規模地震対策特別措置法第13条第2項及び東海地震応急対策活動要領に基づき、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

ア 国に対する要請

知事は、国に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、要請する業務は次のとおりである。

- a 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
 - b 地震発生直前の航空写真の作成
 - c 特定の緊急患者の移送
 - d 防災要員等の輸送
 - イ **自衛隊（東部方面特科連隊）との連絡調整**
 - a 各種情報を的確に把握するため、緊密な情報交換を行う。
 - b 自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、連絡調整するものとする。
 - ウ **地震防災派遣部隊の受入れ**
 - a 自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、活動拠点の確保に係る調整を行うなど、必要な受入体制をとる。
 - b 地方連絡本部は、管内の市町村へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部及び市町村警戒本部との連絡調整を行う。
- (5) **災害発生時の体制**
- ア **県本部(山梨県災害対策本部)**
 - ① 知事は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため県本部を設置する。
 - ② 県警戒本部から県本部に移行するときの県本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。
 - イ **組織及び所掌事務**
 - ① 県本部と地方連絡本部の編成及び運営並びに所掌事務は、一般災害編の定めに従う。

2 市町村

- (1) **東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の体制**
 - ア 職員参集
 - イ 防災行政無線等による住民への広報
 - ウ 県、防災関係機関との連絡体制の確保
- (2) **東海地震注意情報発表時の体制**
 - ア 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
 - イ 職員参集
 - ウ 地震災害警戒本部設置の準備
 - エ 防災行政無線等による住民への広報
 - 市町村長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市町村の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。
 - オ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
 - カ 警戒宣言発令時に避難指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
 - キ 県への要請・報告等の実施
 - ク その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- (3) **警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制**
 - ア 市町村地震災害警戒本部
 - 地震防災対策強化地域の市町村が設置
 - その他の市町村は、これに準じた対策を講じる。
 - イ 市町村地震災害警戒本部の事務
 - ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
 - ② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
 - ③ 避難の指示

- ④ 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急救助のための体制確保
- ⑧ その他市町村管内での地震防災対策の実施

(4)地震発生時

ア 市町村災害対策本部

- ① 市町村長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため市町村災害対策本部を設置する。
- ② 警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

イ 市町村災害対策本部の事務

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被害者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受け入れ
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は、民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生を防ぎよ、拡大防止のための措置等

3 防災関係機関等

防災関係機関は、各機関で定める防災業務計画等により、注意情報発表時の準備行動及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を実施する。

防災活動の概要は、次のとおりである。

機 関 名	活 動 概 要
関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整
甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整
関東信越厚生局	管内の情報収集及び伝達に関すること
関東農政局（山梨県拠点）	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査
関東森林管理局	災害復旧資材（国有林材）の供給の準備
関東経済産業局	緊急物資の確保及び供給の準備
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安確保の指導、鉱山に関する二次災害防止措置及び災害時の応急措置
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送の要請に対応できる輸送体制確保のための連絡・調整・準備
東京航空局東京空港事務所	航空情報の発表及び一般航空機の運航規制の調整
甲府地方气象台	東海地震に係る情報伝達及び防災関係機関への通報

日本郵政グループ	郵便局における金融措置の指示、災害時における郵政事業に係る災害時特別事務取扱
関東総合通信局	非常通信の確保
山梨労働局	事業所内労働者の二次災害防止措置
関東地方整備局甲府河川国道事務所	河川、道路に対する地震防災応急措置の指示、実施
自衛隊	地震防災派遣及び災害派遣の準備
J R	列車の運行状況の広報及び旅客の保護、避難
東日本電信電話(株)	防災関係主要通話の確保及び一般通信疎通状況の広報
日本赤十字社	応援救護班及び救護物資の配布体制の確立
第三管区海上保安本部	情報の収集
国土地理院関東地方測量部	地殻変動の観測体制の強化
NHK甲府放送局	地震に関する総ての情報の発信
中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の利用状況の広報及び緊急輸送の確保
日本通運(株)山梨支店	災害対策物資緊急輸送体制の確立
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	電力供給の確保及び地震防災応急対策の実施
日本銀行甲府支店	通貨供給体制の確保及び金融上の応急措置
民間放送機関	地震に関する総ての情報の広報
輸送機関	一般旅客輸送状況の広報及び緊急輸送体制の確保
ガス供給機関	ガス災害予防の広報及び施設点検等災害予防措置
医師会	救護班編成等救護体制の確立
(株)NTTドコモ山梨支店	通話の輻輳の防止及び通話の確保
山梨県社会福祉協議会 山梨県ボランティア協会 日本赤十字社山梨県支部	災害ボランティアの登録、受入体制の整備、連絡調整

第3節 情報の内容と伝達

1 東海地震に関連する情報等の伝達

(1) 情報の種類及び内容

ア 東海地震に関連する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を公表。

イ 東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を公表。

ウ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

エ 東海地震予知情報

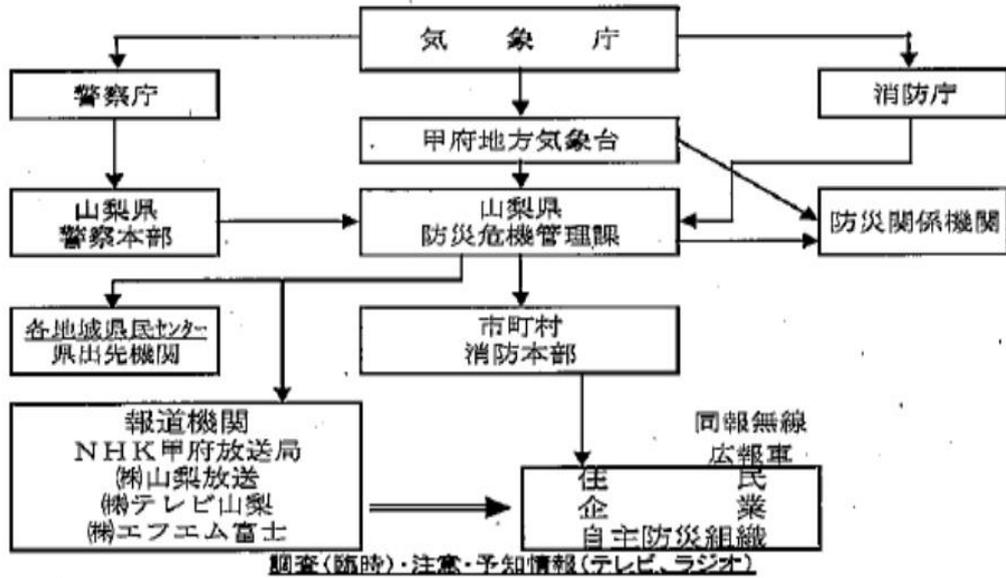
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

オ 警戒宣言

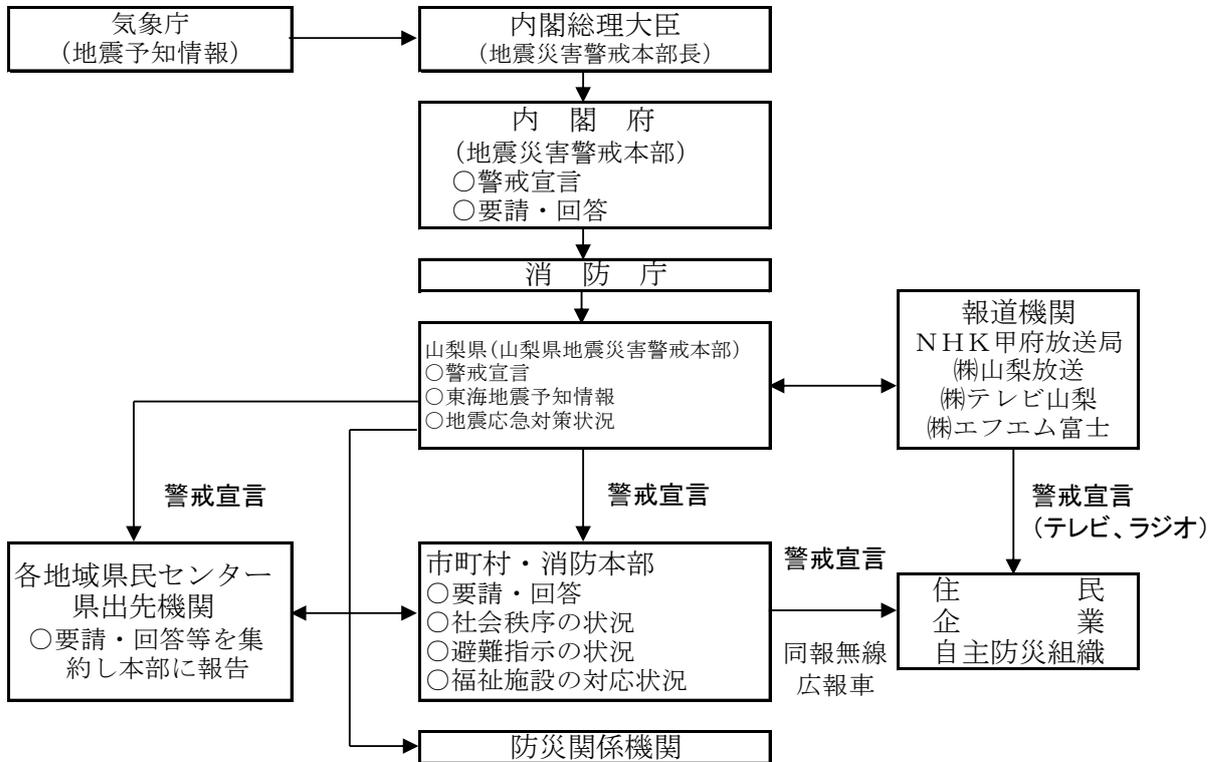
内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

(2) 情報の伝達及び通報

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報



イ 警戒宣言発令時の情報伝達



注 1: 時間外に出た情報は、宿直室で受信する。

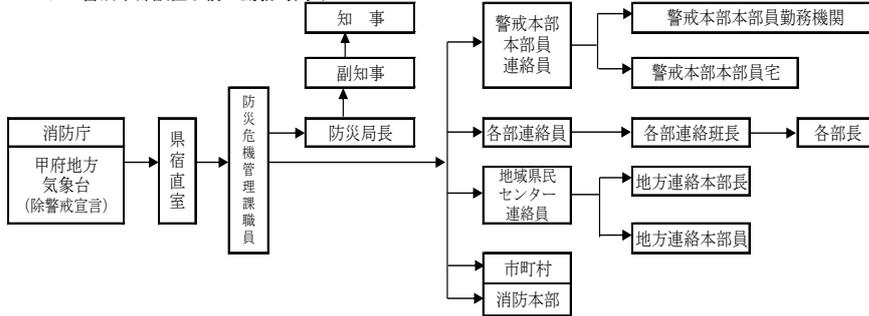
注 2: 防災危機管理課の一斉 FAX により連絡されるその他出先機関は、中央病院、北病院、

地域県民センター、農務事務所、林務環境事務所、建設事務所、保健福祉事務所、ダム事務所、笛吹水系発電管理事務所、発電総合制御所

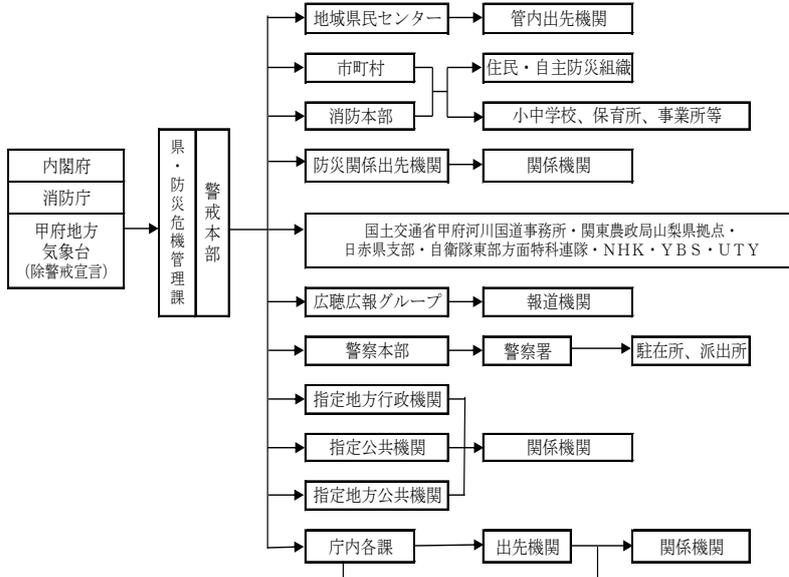
注3：消防庁から県に対する情報は、防災行政無線のファクシミリ又は音声で伝達する。
甲府地方気象台から県及び防災関係機関への情報は防災情報提供システムで伝達する。

(3) 県内各機関への各種伝達系統図

ア 警戒本部設置以前の勤務時間外



イ 勤務時間内及び警戒本部設置後



2 応急対策実施状況等の収集伝達

(1) 県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

(2) 収集、伝達の方法、内容等

① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
関東財務局甲府財務事務所	金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融

	機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)
関東農政局(山梨県拠点)	主要食糧の県内在庫状況
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数
J R	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数
東日本電信電話(株) 山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
山梨県道路公社	有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
日本通運山梨支店	緊急輸送車両の確保数
山梨交通	運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数
富士急行 (富士山麓電気鉄道・富士急バス)	運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数
山梨県医師会	緊急出動できる救護医療班の数
関東地方整備局甲府河川国道事務所	一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況

②その他の情報の収集

関係機関名	報告事項
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(防災危機管理課)	避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(保健福祉事務所)→(福祉保健部)→(防災危機管理課)	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数(幼保連携型認定こども園も含む)
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村教育委員会)→(教育事務所)→(県教育委員会)→(防災危機管理課)	授業を停止した公立幼稚園・小学校・中学校の数、公立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部) (県立高校・特別支援学校は、県教育委員会→県警戒本部)
県警察本部→県警戒本部 (防災危機管理課)	一般国道、主要地方道、一般県道の通行規制箇所数、停滞している車両のキロ数
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(県産業労働部)→(県警戒本部)	デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数

()内は、県警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート

第4節 広報活動

1 県の広報活動

(1) 広報体制

県地震災害警戒本部(広報班・広聴広報グループ)において、強化地域内外の居住者等に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

(2) 広報内容

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警

- 戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- イ 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
 - ウ ライフラインに関する情報
 - エ 強化地域内外の生活関連情報
 - オ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
 - カ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
 - キ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
 - ク 家庭において実施すべき事項
 - ケ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
 - コ 金融機関が講じた措置に関する情報
 - サ 県の準備体制の状況
 - シ その他必要な事項

(3) 広報手段

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、インターネット、SNS など様々な広報手段により実施する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、東海地震注意情報の発表を受けたとき、及び警戒宣言が発令されたときは、放送機関との協定（「災害時における放送要請に関する協定」「東海地震の警戒宣言発令時等の知事の県民への呼びかけの放送に関する協定」）により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。

2 県警察の広報活動

(1) 広報内容

- ア 地震予知に関する情報等の正確な内容
- イ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ウ 交通の状況と交通規制の実施状況
- エ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- オ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(2) 広報手段等

- ア 交番、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用
- イ 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用
- ウ 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設
- エ ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用
- オ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請
- カ 自主防災組織との連携
- キ ヘリコプターによる広報

3 市町村の広報活動

市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

4 防災関係機関の広報活動

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) NTT

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況ならびに利用制限措置等について広報を行う。

(5) JR、私鉄

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(7) 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(9) その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動

1 避難指示の基準等

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民を予め避難させる必要があると認められるとき。なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

2 県が行う避難活動

- (1) 市町村の避難活動の全体状況を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (2) 要配慮者に対する支援や外国人、出張者等に対する誘導などについて、適切な対応を行う。
- (3) 災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。
- (4) 次の事項について市町村に協力する。
 - ア 県の管理する施設の避難所としての開放
 - イ 県の管理する介護を必要とする者を収容する施設への該当者の収容
 - ウ 県が把握している物資等の斡旋及び当該市町村以外の市町村が備蓄している物資の供出
 - エ 非常電源設備、給水資機材その他防災用資機材の配備
- (5) 市町村が車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (6) 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋

3 市町村が行う避難活動

- (1) 警戒宣言発令時に避難指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準により予め市町村長が定める地区とする。
 - ア かけ地、山崩れ崩落危険地域

イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区

ウ その他市町村長が危険と認める地域

- (2) 事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、地区の範囲、指定避難所、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者及び避難の指示と伝達方法その他必要な事項について周知徹底を図る。
- (3) 市町村長は、警戒宣言発令時に、事前避難対象地区に避難の指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。
また、市町村長は、自主防災組織に対し次の指導を行う。
 - ① 防災用具、非常持出品及び食糧の準備
 - ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - ③ 避難所の点検及び収容準備
 - ④ 収容者の安全管理
 - ⑤ 負傷者の救護準備
 - ⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- (4) 市町村長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- (5) 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (6) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援対策の実施

4 避難所における避難生活の確保

- (1) 市町村が設置した指定避難所には、情報連絡のため市町村職員、消防職員又は団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等が準備する。
- (3) 食糧等の生活必需品は、各人が3日分(保存できるものは1週間分)を用意する。
- (4) 市町村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。
- (5) 市町村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 市町村は、要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 指定避難所では自主防災組織、自治会等の単位で行動する。

第6節 県民生活防災応急活動

1 食糧及び生活必需品の調達

(1) 基本方針

ア 警戒宣言発令時に必要な食糧及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。

イ 県及び市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。

また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには緊急の措置を講ずる。

ウ 県、市町村は、備蓄する物資が不足する場合等は、本編第2編第3章第11節6(2)「物資等の供給の要請等」により対応する。

(2) 県

ア 市町村の区域を超える緊急物資の調達及び斡旋

イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結

ウ 県内の在庫減少の著しい物資について国への要請

エ 物資の円滑な流通のための広報及び物資保有者に対する収用又は保管命令

オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して

必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(3) 市町村

- ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- ウ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- エ 救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制の整備
- オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(4) 農林水産省（農産局長）

農林水産省（農産局長）は、「災害時における食糧供給対策実施要領」に基づき、知事からの要請により、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者に応急用米穀を売却するよう要請する。

(5) 関東経済産業局

県からの要請により、所管業種の緊急物資の調達又は斡旋をする。

(6) 日本赤十字社山梨県支部

地震発生後速やかに救援物資を配布できるよう準備する。

2 飲料水の確保、給水活動

(1) 県

- ア 市町村、専用水道設置者及び県民への緊急貯水を指導する。
- イ 市町村及び専用水道設置者からの要請に基づき必要な措置を講ずる。（例：自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等）
- ウ 市町村及び専用水道設置者が相互に協力できる体制整備を指導する。

(2) 市町村及び専用水道設置者

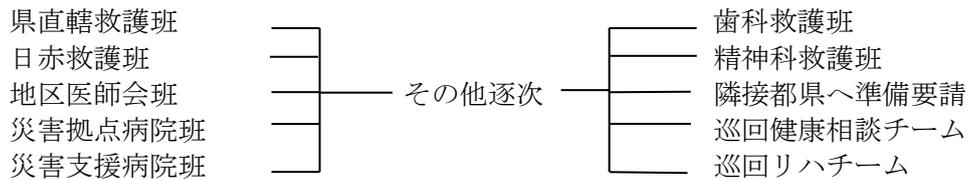
- ア 警戒宣言発令後、市町村及び専用水道設置者は緊急貯水を実施する。このとき一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保に努める。
- イ 住民に飲料水の確保を広報する。
- ウ 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- エ 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- オ 給水車、給水資機材の点検と給水体制の確立を図る。
- カ 水道工事事業者及び電力会社等との協力体制を整える。

3 医療活動

(1) 県

県警戒本部の下に山梨県医療救護対策本部を設置し、次の対策を実施する。

- ア 医療救護班の配備体制（要員、資材、搬送手段等）の確認
予め編成されている医療救護班のうち、24 時間以内に地震が発生した場合、直ちに派遣可能な医療救護班の数、配置、移動手段の確認を行う。
確認は、概ね次の順序で行う。



イ 医療スタッフの確保

被災現場、被災地医療機関における医療スタッフの不足に対応するため、トリアージ、搬送等のための医療スタッフの派遣体制について、山梨大学医学部附属病院、関東甲信越都県等に要請する。

ウ 災害拠点病院、災害支援病院をはじめ県下各病院等に対して、院内防災対策の確認、応急医療救護のための準備を伝達・要請する。

エ 関係市町村(警戒本部)に対して、避難所等への医療救護所の開設準備を要請し、開設可能な医療救護所を確認する。

オ 消防機関、指定地方公共機関等に対して、傷病者、医療救護班の搬送のための協力を要請する。

カ 医薬品卸協同組合、指定薬局、赤十字血液センター、山梨県薬剤師会に医薬品の備蓄、保管、搬送体制の点検を要請する。なお、備蓄医薬品の富士北麓・東部医療圏への搬送体制について、特に留意する。

キ 関係機関、関係団体との情報連絡体制(通信手段、担当者の職氏名等)及び緊急車両(ステッカー)の確認を行う。

ク 関東信越厚生局、厚生労働省に対して準備体制を要請する。

ケ 医療救護班の派遣準備、災害拠点病院等の準備状況を関係市町村(警戒本部)に通知する。

(2)市町村

ア 役場、保健センター又は指定避難所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材(担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等)を配備し、受け入れ体制について保健所に通知する。

イ 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。

ウ 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報する。

4 清掃、防疫等保健衛生活動

(1)県

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(2)市町村

ア 仮設便所の準備を行う。

イ 清掃、防疫のための資機材を準備する。

(3)住民・自主防災組織等

ア し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 必要に応じ、自主防災組織、自治会等に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備する。

5 幼児、児童、生徒の保護活動

(1) 注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園(以下「学校等」という。)は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び市町村教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

- ア 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業(保育)又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - イ 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。
- (2) 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。
- ア 授業(保育)又は学校行事を直ちに中止する。
 - イ 安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - ウ 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、市町村地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
 - エ 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
 - a ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - b 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - c 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。
 - d 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員・添乗員・車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
 - オ 授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止する。

6 自主防災活動

県、市町村等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。
- ア 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
 - イ 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
 - ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
 - エ 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
 - オ 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町村や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。
- (2) 警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合
- ア 自主防災組織の活動拠点整備
 - 情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。
 - イ 情報の収集・伝達
 - a 市町村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されて

- いるか確認に努める。
- b テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。
- c 実施状況について、必要に応じ市町村へ報告する。
- ウ 初期消火の準備
 - 可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- エ 防災用資機材等の配備・活用
 - 防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- オ 家庭内対策の徹底
 - 次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - a 家具の転倒防止
 - b タンス、食器棚等からの落下等防止
 - c 出火防止及び防火対策
 - d 備蓄食料・飲料水の確認
 - e 病院・診療所の外来診療の受診を控える
- カ 避難行動
 - a 事前避難対象地区の住民等に対して市町村長の避難指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後市町村に報告する。
 - b 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市町村保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。
 - c 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに指定避難所まで避難する。
 - d 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
- キ 避難生活
 - a 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
 - b 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
 - c 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町村等と連絡を取り、その確保に努める。
- ク 社会秩序の維持
 - a ラジオ、テレビ、市町村同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - b 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

1 電力(東京電力パワーグリッド)

- (1) 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。
- (2) 東海地震注意情報が発せられた場合
 - ア 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - イ 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - ウ 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

エ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。

オ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

イ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。

ウ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 通信（NTT東日本、NTTドコモ）

(1) 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図ると共に、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

(2) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

(3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

3 ガス（ガス供給機関）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア ガスの供給継続を確保する。

イ 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。

ウ ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。

エ 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。

オ 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停

止する。

イ 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

ウ 上記のアやイの場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金目動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。

エ 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。

オ 手形交換又は不渡処分 of 取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 ア、は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

(3) 発災後

ア 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化等の措置をとる。

イ 預貯金の払い戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。

ウ 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しに応ずる措置をとる。

エ 手形交換又は不渡処分 of 取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

オ 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。

カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

5 鉄道（JR及び富士山麓電気鉄道）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 東日本旅客鉄道株式会社

警戒宣言が発せられたときの列車の輸送手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客さまへの影響を少なくするため、次の各号に掲げるところにより、あらかじめ列車の運転規制手配を行う。

(ア) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、警戒宣言が発せられたときに旅客列車の運転規制等に支障がないように、原則として最寄りの貨物駅等に抑止を行う。ただし、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。

(イ) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を旅行目的地としないお客さまを主として輸送する列車（夜行寝台列車等）については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。

なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

※ 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。

イ 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 列車の運行規制等

旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

ウ 富士山麓電気鉄道株式会社

(ア) 旅客列車については平常通り運行を継続する。

- (イ) 警戒宣言が発せられた時の列車手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客様の影響を少なくするため、あらかじめ列車の運転規制手配を準備する。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - ア 東日本旅客鉄道株式会社
 - (ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
 - (イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
 - (ウ) 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。
 - (エ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。
 - (オ) 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客様のために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客様を避難させる。
 - (カ) 前項のお客様のうち、病人等緊急の救護を要するお客様は駅周辺の指定医療機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客様に対し応急措置が可能な体制を整えておく。
 - イ 東海旅客鉄道株式会社
 - (ア) 列車の運行規制等
 - ① 強化地域への列車の進入を禁止する。
 - ② 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - ③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
 - (イ) 旅客等に対する対応
 - ① 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
 - ② 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方団体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
 - ウ 富士山麓電気鉄道株式会社
 - (ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
 - (イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
 - (ウ) 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。
 - (エ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。
 - (オ) 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客様のために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客様を避難させる。
 - (カ) 前項のお客様のうち、病人等緊急の救護を要するお客様は駅周辺の指定医療機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客様に対し応急措置が可能な体制を整えておく。

6 バス（山梨交通、富士急バス）

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
 - ア 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災

応急対策の内容について周知する。

- イ 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。
 - ウ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
 - イ 警戒宣言発令の情報を人手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

7 病院、診療所

県は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
 - イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
 - ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
 - エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
 - イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
 - ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

8 百貨店・スーパー等

県は、百貨店、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当

該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

9 県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- (1) 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- (2) ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- (3) 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- (4) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

1 交通規制等

(1) 基本方針

ア 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

イ 警戒宣言発令時

- a 県内での一般車両の走行は極力抑制する。
- b 県内への一般車両の流入は極力制限する。但し、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- c 県外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。但し、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。
- d 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

(2) 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画を予め定める。

ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

イ 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

ウ 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）

エ 広域的な避難所等防災上重要な施設の周辺道路

オ 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

カ 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(3) 交通規制の実施

ア 交通規制の実施にあたっては、予め策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

イ 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。但し、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

(4) 交通管制センター等の運用計画

交通管制センター、信号機等交通管制施設については、警戒宣言発令時における運用計画を別に定める。

2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

(1) 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 注意情報発表時

a 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

イ 警戒宣言発令時

a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

5 交通情報及び広報活動

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、予め地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、強化地域外の事業所や一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置を予め定めるものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- ウ 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- エ 避難誘導の方法、避難路等の確認

(2) 顧客、従業員等への対応

- ア 注意情報の発表の周知、内容の説明
- イ 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- ウ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- イ 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- ウ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - a 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - b 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - c 顧客、利用者等への避難誘導の実施

(2) 従業員等への対応

- ア 保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。